

平成 25 年度 事業者説明会

資料 1

平成26年3月20日(木)
富山県厚生部障害福祉課

目 次

※厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成 26 年 3 月 7 日）からの抜粋

【企画課】

平成 26 年度障害保健福祉部予算案について	1
消費税率引き上げに伴う適正な転嫁について	3
障害者差別解消法について	7
障害福祉サービスの対象となる難病等について	9
身体障害者手帳について	11
第 4 期障害福祉計画に係る基本指針について	14

【障害福祉課】

強度行動障害を有する者に対する支援について	26
介護職員等による喀痰吸引等の実施等について	29
生活介護における医師配置の取扱いについて	30
消費税引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱いについて	32
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び 障害福祉サービス等経営実態調査について	34
その他の報酬に関する事項について	36
障害福祉関係施設等の整備について	46
障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	58
規制緩和について	63
障害者の就労支援の推進等について	67
訪問系サービスについて	78

【地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室】

障害児支援について	89
発達障害支援施策について	94

●厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」資料（平成 26 年 3 月 7 日）は、厚生労働省のホームページに掲載されています

【掲載先アドレス】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigi_shiryou/

1 平成26年度障害保健福祉部予算案について

(25年度予算額)

(26年度予算案)

1兆3,982億円

1兆5,019億円(対前年度+1,037億円、+7.4%)

(53億具増)

57億円

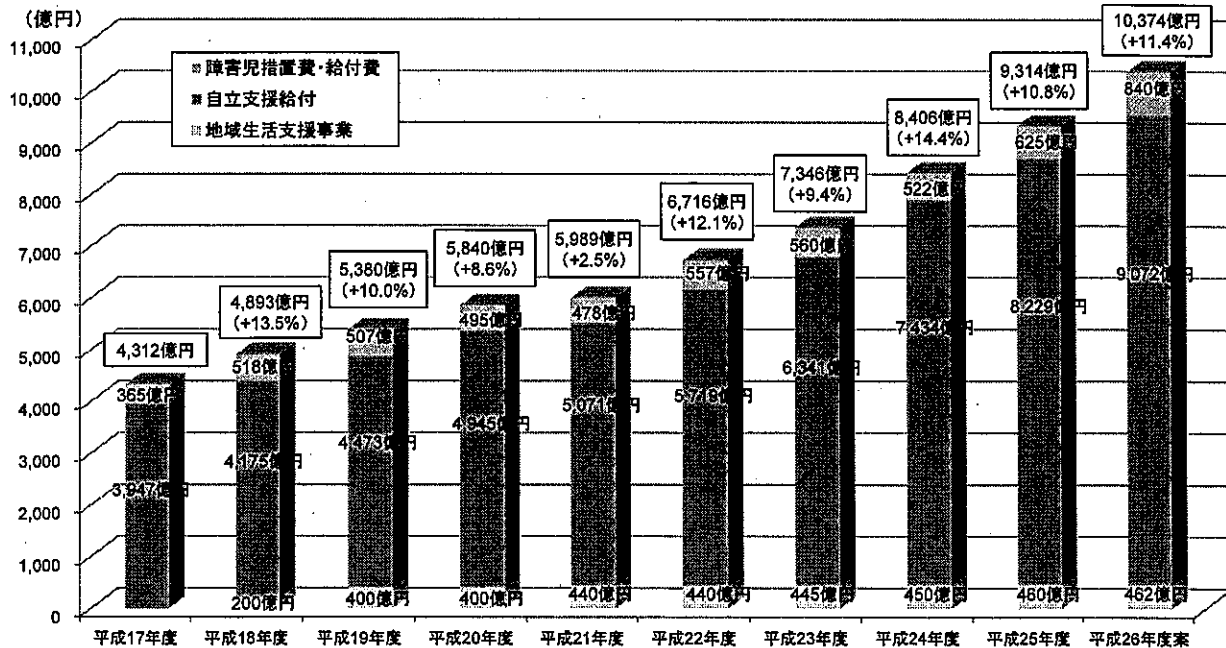
【主な施策】

(対前年度増▲減額)

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進	1兆4,739億円(+1,054億円)
◇良質な障害福祉サービス等の確保	9,072億円(+842億円)
◇地域生活支援事業の着実な実施	462億円(+2億円)
◇障害福祉サービス提供体制の整備	30億円(▲22億円)
※他に、平成25年度補正予算案で148億円を計上。	
◇障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供	2,217億円(+31億円)
◇地域における障害児支援の推進	897億円(+226億円)
◇重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業	22億円(±0億円)
◇障害者の自立支援機器の開発促進(新規)	1.5億円
◇芸術活動の支援の推進(一部新規)	1.3億円(+1億円)等
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	232億円(▲4億円)
◇精神科救急医療体制整備事業費	19億円(▲1億円)
◇認知行動療法の普及の推進	1億円(±0億円)等
■ 障害者に対する就労支援の推進	11億円(▲1億円)
◇工賃向上のための取組の推進	3.1億円(▲1.2億円)等
■ 自殺・うつ病対策の推進	4.4億円(+0.2億円)
◇自殺対策に取り組む民間団体への支援	1.3億円(+0.3億円)等
■ 東日本大震災からの復興への支援	32億円(▲7億円)
◇障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費(復興)	8億円(▲1.6億円)
◇被災地心のケア支援体制の整備(復興)	18億円(±0億円)等

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1)平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2)平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3)平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進

(社会福祉施設等施設整備費補助金)

25年度補正予算：148億円

<目的>

障害児・者が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らすためスプリンクラー整備、耐震化や基盤整備等を推進する。

<概要>

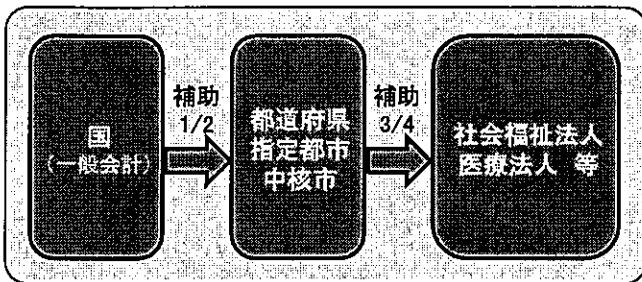
① 防災・安全対策の強化

- ・ 防火・安全対策の強化のため、**グループホーム等のスプリンクラー整備等**を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。
- ・ 障害者施設の**耐震化**、津波対策としての**高台への移転又は補強**を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

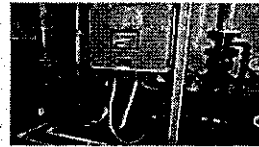
② グループホーム等の整備促進

- ・ 障害児・者が住み慣れた地域で暮らすために基盤整備を図ること等を目的として、**グループホームや就労継続支援事業所等の整備**を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

【スキーム図】



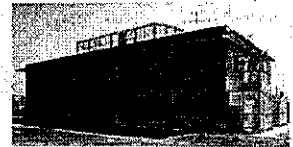
スプリンクラー



就労継続支援事業所



グループホーム



障害児施設



社会福祉施設等の耐震化・防火対策等の推進

(社会福祉施設等災害復旧費補助金)

25年度補正予算：0.5億円

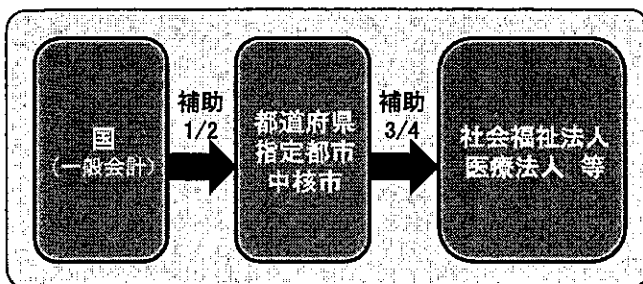
<目的>

自然災害により被災した障害者施設等の早期復旧を図る。

<概要>

淡路島付近を震源とする地震(25年4月、震度6弱)や山口県で発生した豪雨災害(25年7月)により被災したケアホーム等の障害者施設の復旧を行う社会福祉法人等に対して支援を行う。

【スキーム図】



淡路島付近を震源とする地震



山口県で発生した豪雨災害



3 消費税率引上げに伴う適正な転嫁について

本年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられる予定であるが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されていること等を受け、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が、平成25年10月1日から施行されている。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されており、同法の遵守と併せ、ガイドライン等の周知について、平成26年1月16日に障害保健福祉部企画課からも各地方自治体宛に依頼したところである。

なお、障害福祉サービスに係る費用については、厚生労働大臣の定める障害報酬により支払われるものであり、転嫁しづらい等の事情は生じないと考えられるが、事業所の運営に当たっての仕入れ等の場面において、供給事業者からの価格転嫁を拒む等の行為は消費税転嫁対策特別措置法において禁止されているところである。については、各地方自治体におかれては、管内事業者等に対して周知・指導を行うとともに、違反被疑情報や相談があった場合には、税務主管部局と連携の上、適宜の対応をお願いしたい。

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について①

- 消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税であるが、中小企業・小規模事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されている。
- このため、消費税率の引上げに際して、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が、平成25年10月1日から施行された。
- 国・地方自治体は、この法律等に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っている。

消費税転嫁対策特別措置法の概要

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に共有する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止される。違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止される。違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行う。また、違反行為があるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表する。

3 価格の表示に関する特別措置

平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例を設ける。また、事業者が、税込価格を併せて、税込価格を表示する場において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととする。

4 消費税の転嫁及び価格の表示方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年度4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした事業者又は事業団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルを、届出等を条件として独占禁止法の適用対象外とする。

(国等の講ずる措置)

第十四条 (略)

2 (略)

3 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

(公正取引委員会等への通知)

第十七条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について②

厚生労働省における主な取組

- 転嫁対策特措法に係る違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」を省内に6箇所設置。(医政局総務課・指導課・経済課、健康局総務課、社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室、政策統括官付社会保障担当参事官室)
- 違反被疑情報を受け付けた際には、事業者に対して、報告徴収・立入検査、指導・助言等を実施。(厚生労働省は、医療・介護・障害福祉・児童福祉・生活衛生・上水道・生活協同組合・労働関係等に係る事案を担当。)
- 所管業界団体に対して、法の周知や法の遵守の要請等により、適正かつ円滑な転嫁の実施を求めている。
- また、都道府県の厚生労働関係部局に対しても、所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導をしていただくよう通知を发出。

都道府県に対応していただく主な事項

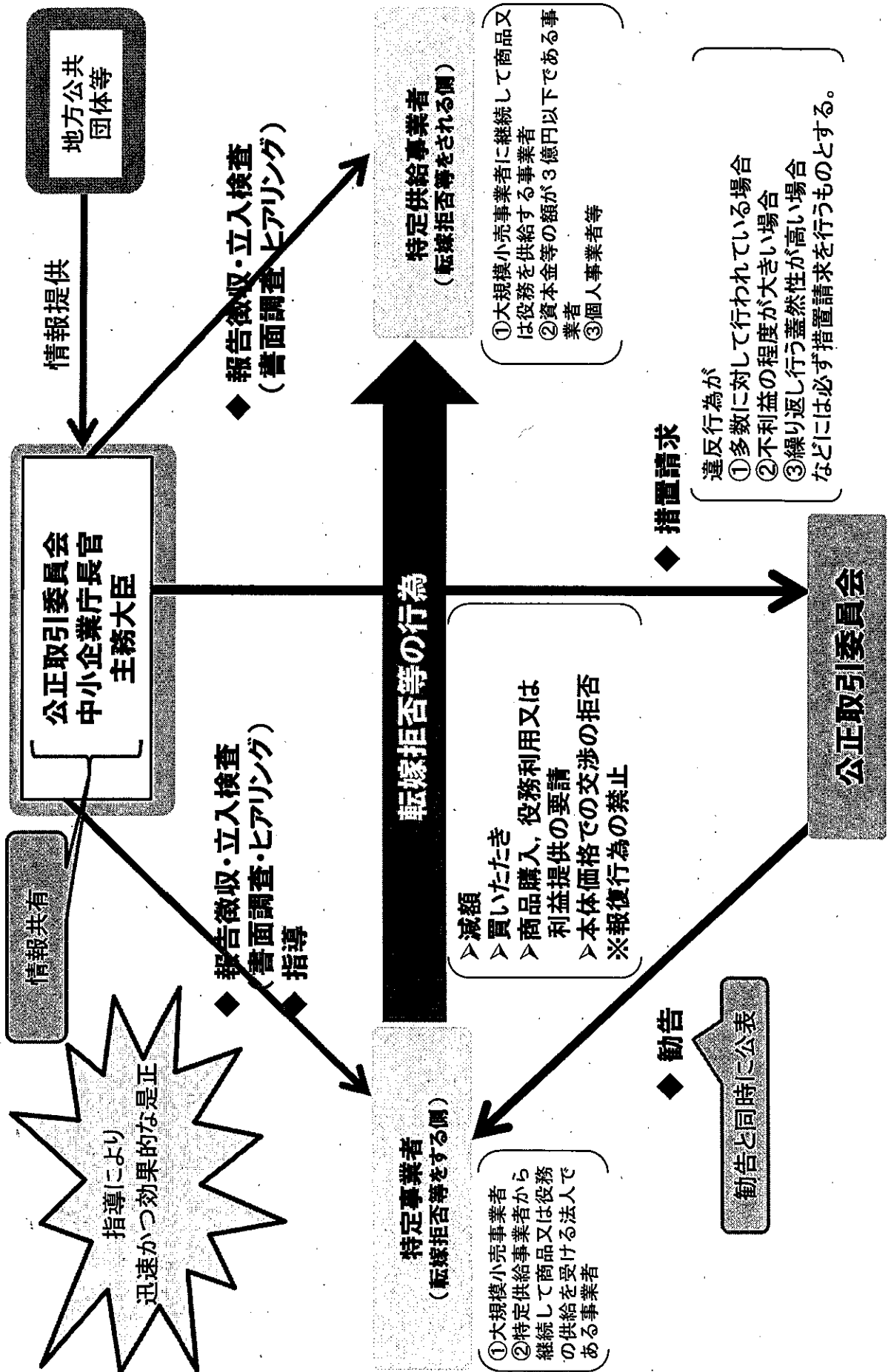
税務主管部局に対して総務省より依頼している主な事項

- ・ 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報
- ・ 転嫁対策特措法の違反被疑情報を受け付ける「情報受付窓口」の設置
- ・ 違反被疑情報を受け付けた際の主務大臣等への通知
- ・ 市町村に対しての同様の体制の確保等の要請

厚生労働関係部局に対応していただく主な事項

- 所管の関係機関・事業者への転嫁対策特措法の理解及び遵守についての適切な周知・指導
- 都道府県における税務主管部局との連携による違反被疑情報・相談への対応

(参考) 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム (法第3条関係)



5 障害者差別解消法について

平成 25 年 6 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成 28 年 4 月に施行される予定である。

障害者差別解消法においては、地方自治体等には差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止の法的義務に加え、具体的な対応として、それぞれの地方公共団体における取組に関する要領を策定する努力義務が課せられている。さらに、差別を解消するための支援措置として、相談・紛争解決の体制整備や、障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携、普及啓発活動等が定められている。

（注）民間事業者に対しては、差別的取扱いの禁止の法的義務及び合理的配慮の不提供の禁止の努力義務が課せられている。

現在、内閣府の障害者政策委員会等の場においてその施行に向けた議論が行われているところであり、まずは、国の基本方針の策定に向けた検討が進められている。また、平成 26 年度には、いくつかの自治体において、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業（モデル事業）が実施される予定とされている。

障害者差別解消法の施行に向けては、今後、随時情報提供を行っていく予定であるので、各地方自治体においても、御承知おき頂きたい。

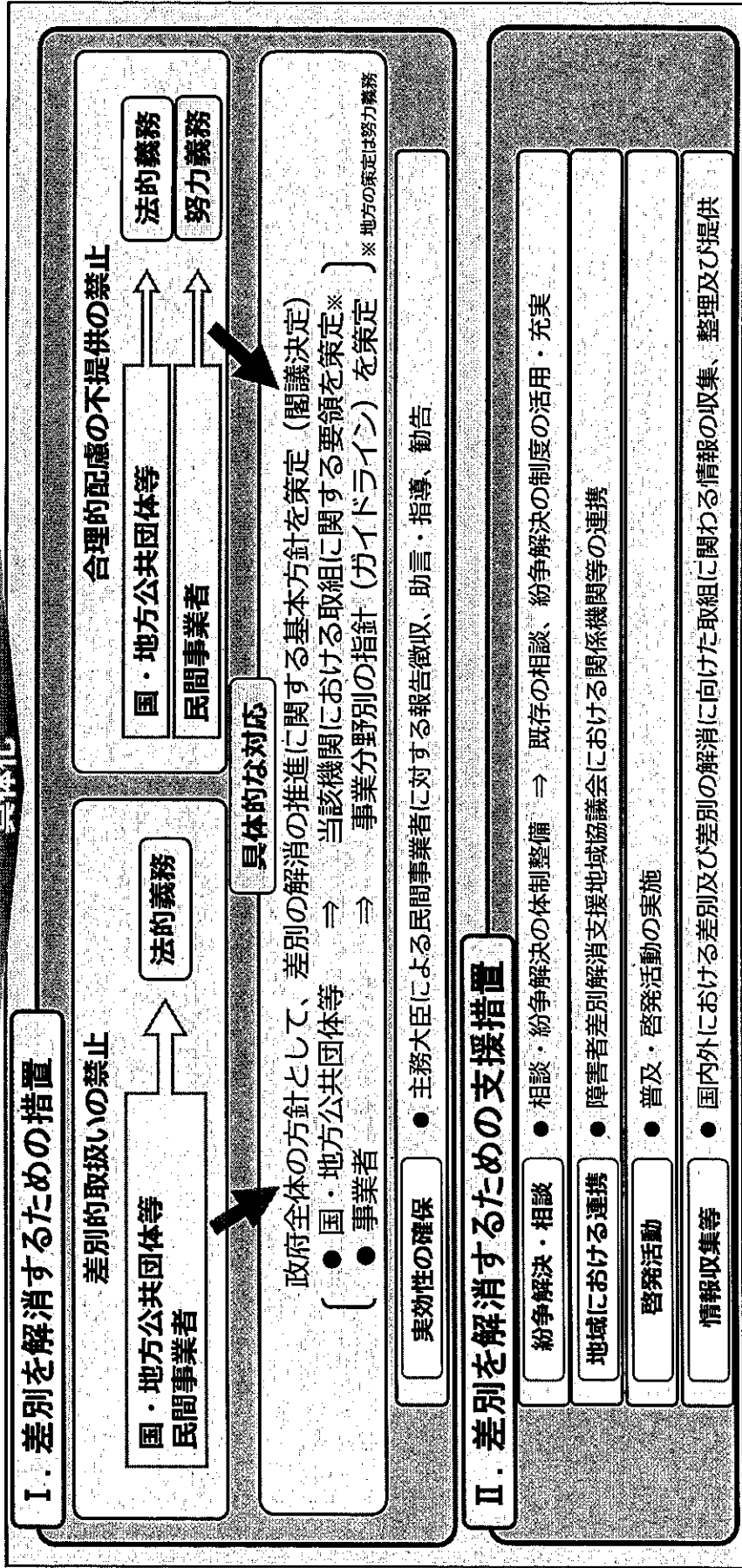
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条
基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等による権利侵害行為の禁止
 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならなければならない。その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組
 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

6 障害福祉サービスの対象となる難病等について

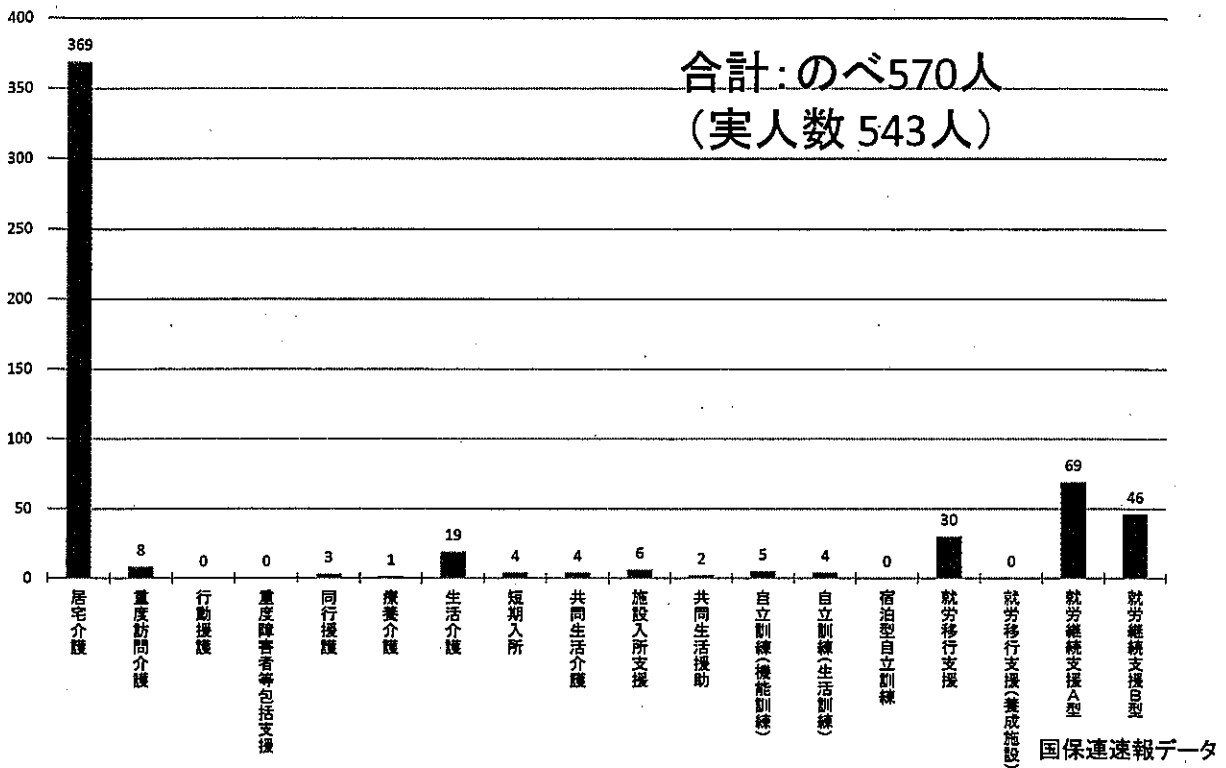
平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、同法の障害者の定義に新たに難病等患者を追加し、障害者手帳が取得できない場合でも同法に基づく障害福祉サービス等の対象となった。

この難病等の範囲については、当面の措置として 130 疾患（平成 24 年度まで実施していた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲）としたところである。

直近（平成 25 年 10 月）のサービス利用実績では、実人数で 543 人（平成 25 年 4 月：156 人）と増加傾向となっているが、今後も難病等患者が必要な障害福祉サービス等を受けることのできるよう、引き続き制度の周知を図るとともに、障害者手帳の交付対象になり得ると考えられる状態の方については、手帳制度についても説明するなど、難病等の特性を踏まえたきめ細かい対応について、特段の配慮をお願いしたい。

なお、障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲については、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、今後、見直しを行うこととしているのでご了解願いたい。

難病患者の障害福祉サービス利用状況 (平成25年10月)



難病対策の改革に向けた取組について (抜粋)

(平成25年12月13日 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会)

第3 国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実

3. 福祉サービスの充実(障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲の拡大)

- 平成25年度から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等患者が加わり、その対象疾患として、当面の措置として、130疾患(難病患者等居宅生活支援事業の対象疾患とされていたものと同じ範囲)が定められたところであるが、その対象疾患の範囲について、医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを実施する。

7 身体障害者手帳について

(1) 心臓機能障害（ペースメーカー等埋め込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）に係る障害認定基準の見直しについて

心臓機能障害におけるペースメーカー等植え込み者に係る障害認定については、従来、ペースメーカー等を取り外すことは生命の維持に支障を来たすのが一般的であったこと等から、一律、1級に認定されている。

また、肢体不自由における人工関節等置換者に係る障害認定については、関節の機能が全廃しているものとして、一律、股・膝関節4級、足関節5級に認定されているところである。

しかしながら、近年の厚生労働科学研究の報告（「医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多い」）等を踏まえ、これらの障害認定基準の見直しの必要性について、平成24年11月以降、医学専門家からなるワーキンググループ（座長：江藤文夫国立障害者リハビリテーションセンター顧問）において検討を行い、見直し案が取りまとめられ、昨年11月11日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会（座長：葛原茂樹鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授）において、見直し案が了承されたところである。

これを受け、平成25年12月9日開催の「身体障害認定等に係る担当者会議」において、見直し内容等の詳細について説明し、関係通知については、平成26年1月21日付けで各都道府県・指定都市・中核市宛て発出したところである。

については、平成26年4月からの円滑な施行に向けて、指定医等関係者への周知など、遺漏が無いようお願いしたい。

(2) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の適正な交付について

身体障害者手帳の交付については、身体障害者福祉法及び関係法令等に基づき実施されているところであるが、今般、聴覚障害による身体障害者手帳について、不正に交付を受けたことが疑われる事案について報道がなされたことを契機に、聴覚障害の認定方法について見直しを求める指摘も行われているところである。

身体障害者手帳は、身体障害者に係る各種サービスや優遇措置を受ける際の証明手段となっていることを踏まえれば、その交付事務を適正に行うことが極めて重要である。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、「身体障害者手帳交付事務の適正化等について」（平成20年3月24日障企発第0324001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）を改めて徹底するとともに聴覚障害の認定に当たっては、関係通知の規定に従い、聴力レベルが妥当性のあるものであるか十分検討するよう改めて徹底をお願いしたい。

また、妥当性が疑われる場合など、必要に応じて、純音オーディオメータ検査以外に、聴性脳幹反応検査（A.B.R）等の他覚的聴覚検査の実施を求め、その結果も加味するなど、身体障害者手帳交付事務の一層の適正化を図られるようお願いする。

なお、聴覚障害の認定方法等に関する検討を行うため、専門家等有識者による検討会を設置する予定であるのでご了解願いたい。

平成26年4月から

ご注意ください

ペースメーカーや人工関節等を

入れた方に対する

身体障害者手帳の認定基準が変わります

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

◎ペースメーカー等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで

一律1級に認定

平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定※3

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（裏面参照）

◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【足関節】
一律5級に認定

平成26年4月から

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※4 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、
同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ペースメーカー等の具体的な判断基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※1でペースメーカー等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※1でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ※2未満の方

3 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

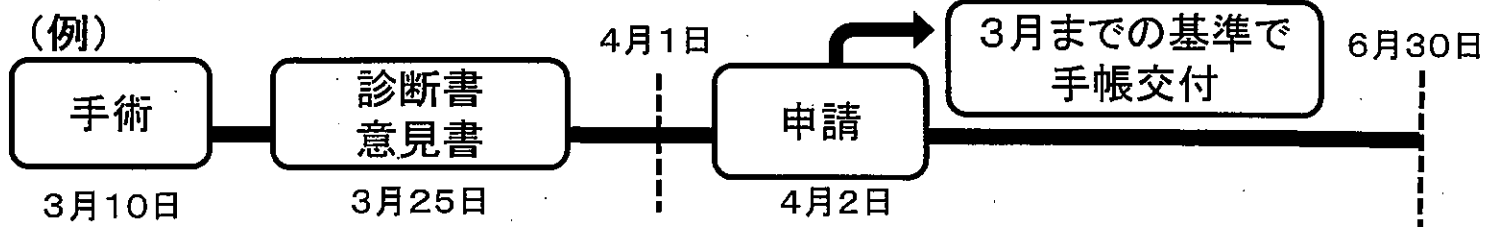
※1 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※2 身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

- なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから3年以内に再認定を行います。
- 再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
- 体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
- 先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。



ご不明な点、その他の詳細については、お住まいの市町村担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

富山市 障害福祉課	076-443-2056	南砺市 福祉課	0763-23-2009
高岡市 社会福祉課	0766-20-1369	射水市 社会福祉課	0766-82-1951
魚津市 社会福祉課	0765-23-1005	舟橋村 生活環境課	076-464-1121
氷見市 福祉課	0766-74-8113	上市町 福祉課	076-472-1111
滑川市 福祉介護課	076-475-2111	立山町 健康福祉課	076-462-9957
黒部市 福祉課	0765-54-2111	入善町 健康福祉課	0765-72-1100
砺波市 社会福祉課	0763-33-1111	朝日町 健康課	0765-83-1100
小矢部市 社会福祉課	0766-67-8601		

8 第4期障害福祉計画に係る基本指針について

(1) これまでの議論の経緯等について

市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第3期計画の計画期間が平成26年度末までであることから、平成27年度を初年度とする第4期計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年11月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月24日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

なお、基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月を目処に行う予定であるのでご了解願いたい。

また、現在、「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を作成中であり、現時点での案をP74に掲載している。当該マニュアルは、これまで障害福祉計画の策定等にあたり、障害者等の心身の状況等の調査を実施している市町村や、PDCAサイクルを実施している自治体の取組を参考に作成作業を行ってきたものであり、第4期計画の策定等にあたり参考にさせていただきたい。

◎第4期計画に係る基本指針の主な内容

【計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入】

- 「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間評価、評価結果の公表等

【個別施策分野①：成果目標に関する事項】

- 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- 地域生活支援拠点等の整備（新規）
- 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野②：その他】

- 障害児支援体制の整備（新規）
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

(2) 計画の作成プロセスに関する事項：PDCAサイクルの導入

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、「市町村及び都道府県は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う。」としたところであり、第4期計画に係る基本指針では、計画に係るPDCAサイクルのプロセス等についての記述を追加することとしている。

当該プロセスについては、数値目標や障害福祉サービス等の見込量等を新た

に成果目標と活動指標に整理した上で、次のような点を追記することとしている。

- ・ 成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
- ・ 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- ・ 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと

また、活動指標を整理するにあたり、障害福祉サービス等の見込量を算出する際に勘案することとされている事項についても合わせて整理を行うこととしている。

(3) 個別施策分野①：成果目標に関する事項

基本指針第二における成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を持った拠点等の整備を新たに成果目標とすることとしている。

◎成果目標の見直しの概要

【福祉施設から地域生活への移行促進（継続）】

○ 現在の基本指針では、

- ・ 平成17年10月1日時点の施設入所者のうち3割以上が平成26年度末までに地域生活に移行
- ・ 平成17年10月1日時点の施設入所者数を平成26年度末に1割以上削減することを基本として設定することとされている。

○ 新しい基本指針では、基準となる時点を平成17年10月1日時点から平成25年度末時点へ変更するとともに、直近の状況等を踏まえて、平成29年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

① 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上を地域生活へ移行

→ 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行

② 施設入所者の削減

平成17年10月1日時点の施設入所者の1割以上を削減

→ 平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減

※ 各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画でそれぞれ定めている平成 26 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

※ 障害児入所施設への入所者のうち 18 歳以上になっている者については、次期計画においては、従前のおり施設入所者の算定の対象外とする。

【精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）】

○ 現在の基本指針では、

- ・ 1 年未満入院者の平均退院率を平成 20 年 6 月 30 日の調査時点から 7 % 相当分増加
- ・ 65 歳以上かつ 5 年以上の入院患者の退院者数を直近の数から二割増加させることを指標として設定することとされている。

○ 新しい基本指針では、現在検討している「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の内容を踏まえ、平成 29 年度末における入院後 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率の上昇並びに在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少について、当該数値に係る上位 5 都道府県の数値をベースに新たな目標を設定する。

※実績の把握は、精神保健福祉資料（各年 6 月 30 日調査）を利用。

① 入院後 3 ヶ月時点の退院率の上昇

平成 29 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率（注）を 64% 以上とすることを目標とする。

（注） 具体的には、平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 3 ヶ月時点の退院率により実績を把握する。

※ すでに入院後 3 ヶ月時点の退院率 64% 以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後 3 ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む 3 月目の月末までに退院した者の割合。

② 入院後 1 年時点の退院率の上昇

平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率（注）を 91% 以上とすることを目標とする。

（注） 具体的には、平成 29 年 6 月に入院した患者の入院後 1 年時点の退院率により実績を把握する。

※ すでに入院後 1 年時点の退院率 91% 以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後 1 年時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む十二月目の月末までに退院した者の割合。

③ 在院期間 1 年以上の長期在院者数の減少

平成 29 年 6 月末時点の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点の長期在院者数から 18 パーセント以上減少することを目標とする。

【地域生活支援拠点等の整備（新規）】

○ 新しい指針では、「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」（平成 25 年 10 月 11 日：障害者の地域生活の推進に関する検討会）を踏まえて、新たに今後の地域における障害者の生活支援のために求められる機能の拠点整備について、平成 29 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

・ 障害者の地域生活の支援

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備すること。

【福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）】

○ 現在の基本指針では、

- ① 平成 26 年度中に平成 17 年度実績の 4 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行
- ② 平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用
- ③ 平成 26 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用すること等を目指すこととされている。

○ 新しい基本指針では、直近の状況等を踏まえて、平成 29 年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

① 福祉施設から一般就労へ移行

平成 17 年度実績の 4 倍 → 平成 24 年度実績の 2 倍

- ② 就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加
- ③ 就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

※当該目標に係る「福祉施設」の範囲

就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

※ 「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

※ これまで目標と設定していた委託訓練事業の受講者数等については、内容を整理した上で活動指標として設定。

(4) 個別施策分野②：その他

計画相談支援の内容等について、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく計画が作成され、その中で障害児支援についても言及されること等も踏まえ、障害児支援の体制整備の内容について新たに規定することとしている。

◎その他の見直しの概要

【支援の質の向上】

○ 研修関係

次の事項について、基本指針に記載する。

- ① 行動障害を有する者の特性に応じた支援を、一貫性を持って実施できるよう、施設職員や居宅介護職員等に対し、強度行動障害支援者養成研修を実施することとしていること
- ② 精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健所、精神保健センター又は地域生活定着支援センター等との連携による専門分野別の研修等地域の実情に応じた研修に取り組むことが望ましいこと

○ 障害者虐待防止

次の事項について、基本指針に記載する。

- ① 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じなければならないこと
- ② 都道府県や市町村においては、障害者虐待の防止と対応に関するマニュアルに沿って、都道府県権利擁護センター、市町村虐待防止センターを中心として関係機関からなるネットワークの活用、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むことが重要であること、また地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましいこと（*高齢者等の虐待防止との連携については新規記載）
- ③ 権利擁護の取組として、障害者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材育成・活用の研修を行い、成年後見制度の利用を促進する必要があること（*新規記載）

【計画相談支援】

次の事項について、基本指針に記載する。

- ① サービス等利用計画の作成については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるような体制の維持が重要であり、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じてさらなる体制を確保する必要があること
- ② その上で各サービス等利用計画においては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行うとともに、利用者の生活状況を定期的の確認の上、必要に応じた見直しが行われなければならないこと
- ③ 都道府県・市町村では、その役割に応じて、人材の育成支援、専門的な指導助言等の他、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかなければならないこと、また、これらの取組を効果的に進めるにあたっては、基幹相談支援センターや協議会を有効に活用すること
- ④ 障害者支援施設の入所者へのサービス等利用計画の作成やその後のサービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。）を行うことを通じて、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化すること等を勘案し、計画的な地域移行支援の提供体制の確保を図る必要があること
- ⑤ 障害者支援施設等や精神科病院から地域生活へ移行した後の地域生活の定着はもとより、現に地域生活を送っている障害者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域定着支援の提供体制の充実を図っていくことが重要であること
- ⑥ 協議会では、関係者の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、都道府県及び市町村が障害福祉計画を定めた際の積極的な提言を行うこと
協議会の運営においては、部会の開催（例：医療を必要とする者に関する医療機関や保健所との連携）等を通じた活性化や専門機関との連携の確保（例：都道府県・指定都市では発達障害者支援センターとの連携）を進めることが望ましいこと

【障害児支援】

- 障害児支援に関する基本的考え方として、次の事項の記載をする。
- ① 子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」という基本理念
 - ② 障害児について、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育等の利用状況も考慮しつつ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保すること
 - ③ 共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障害児及びその家族

に対して身近な場所で提供する体制の構築が重要であること

- 児童福祉法に定める6つの支援類型及び障害児相談支援の利用児童数等を「活動指標」とし、各市町村において、地域における児童数の推移等を踏まえて見込みをたてるよう努めるものとする、各市町村及び各市町村の状況を集約した都道府県においては、必要に応じて各支援の確保策を定めるよう努めるものとする、こと記載をする。
- その他、障害児支援のための基盤整備を進める上で重視すべき次の内容について、定めるよう努める事項として記載する。
 - ① 児童発達支援センター・障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備
 - ・ 児童発達支援センターの専門的機能の強化、地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所等との連携等
 - ・ 障害児入所施設の専門的機能の強化、虐待を受けた障害児等への対応を含め様々なニーズに対応する療育機関としての役割、ショートステイや親子入所の実施等
 - ② 子育て支援に係る施策との連携
 - ・ 障害児支援の体制整備にあたっては子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健等との十分な連携を図ること、このために各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と子育て支援担当部局との連携体制を確保すること
 - ③ 教育との連携
 - ・ 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図ること、このため各都道府県・市町村内で障害児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保すること
 - ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ・ 重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児に対する支援の基盤整備強化、福祉、医療、教育などの協働による総合的な支援体制の構築等
 - ・ 虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる療育や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を推進すること
 - ⑤ 障害児通所支援・入所支援の一体的な方針策定
 - ・ 都道府県が、通所支援の広域的な調整と入所支援の体制整備の双方の視点から、障害児入所支援の必要な量の見込及びその量の確保策を含めた一体的な方針策定を行う必要があること等

第4期(H27～H29)計画に係る基本指針(案): 主なポイント

＜計画の作成プロセスに関する事項＞

PDCAサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

＜個別施策分野①: 成果目標に関する事項＞

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院か
ら地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

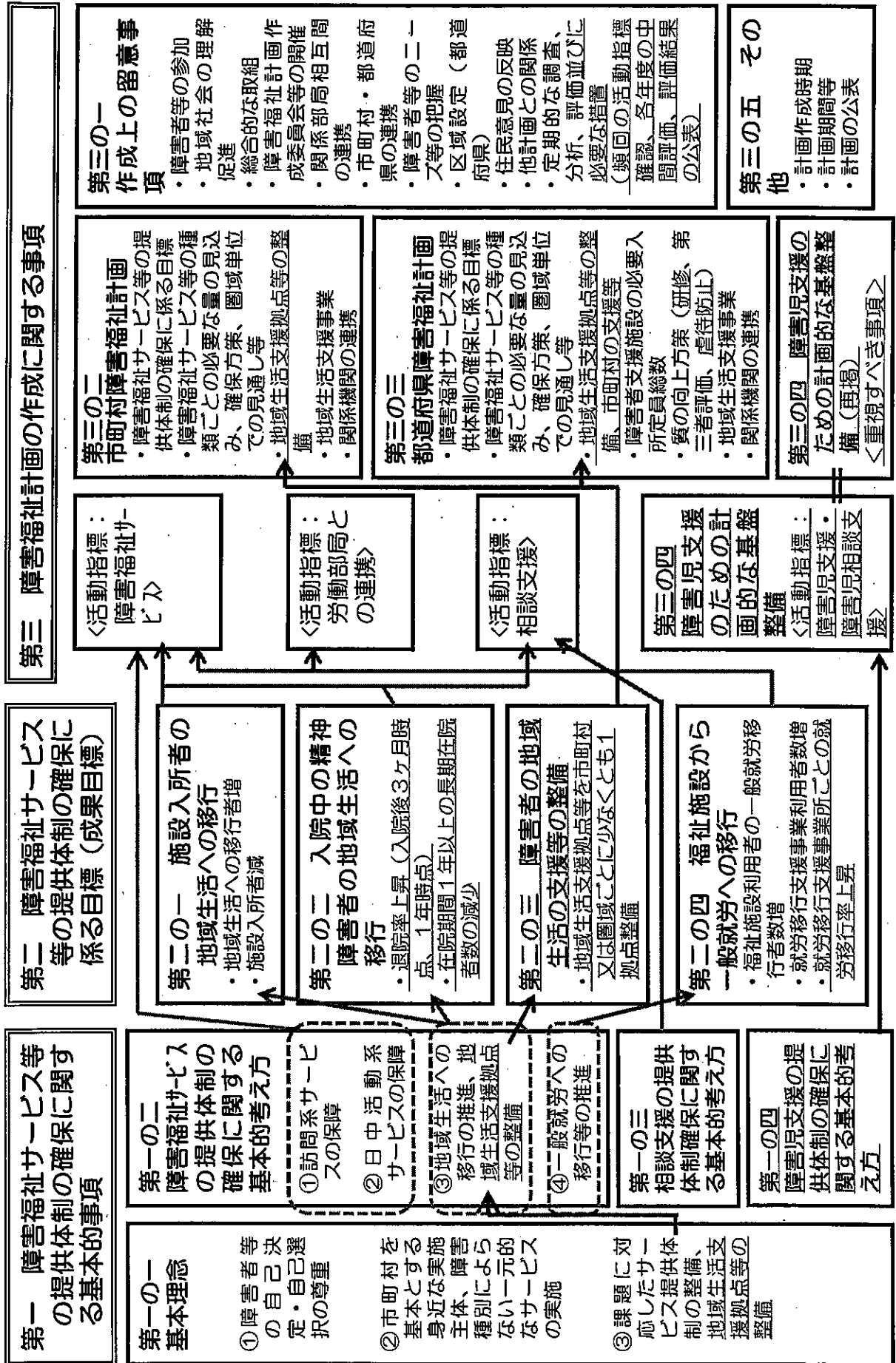
福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

＜個別施策分野②: その他＞

障害児支援体制の整備
(新規)

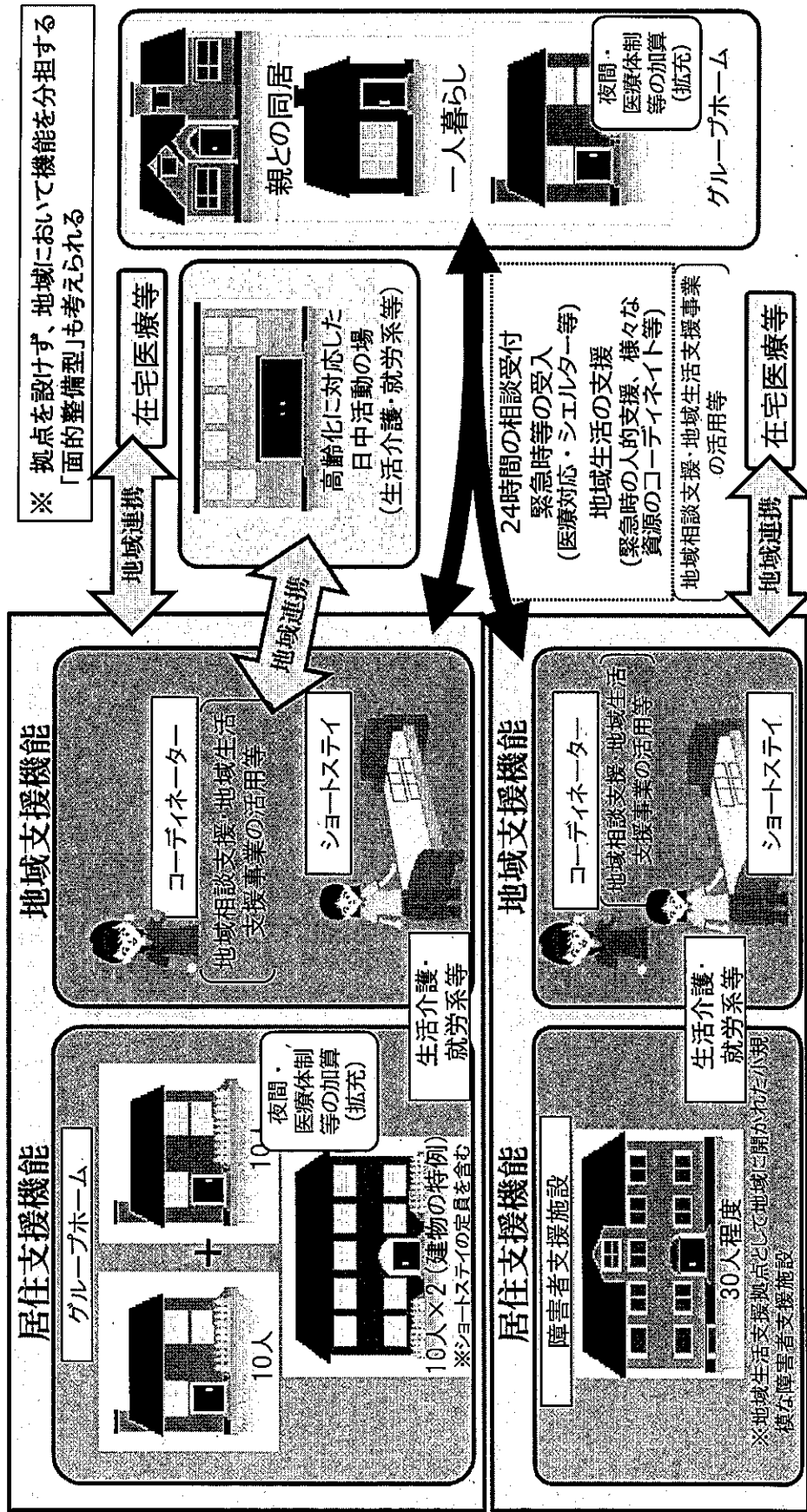
計画相談の連携強化、研修、虐
待防止 等

基本指針の全体像と主なポイント



障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

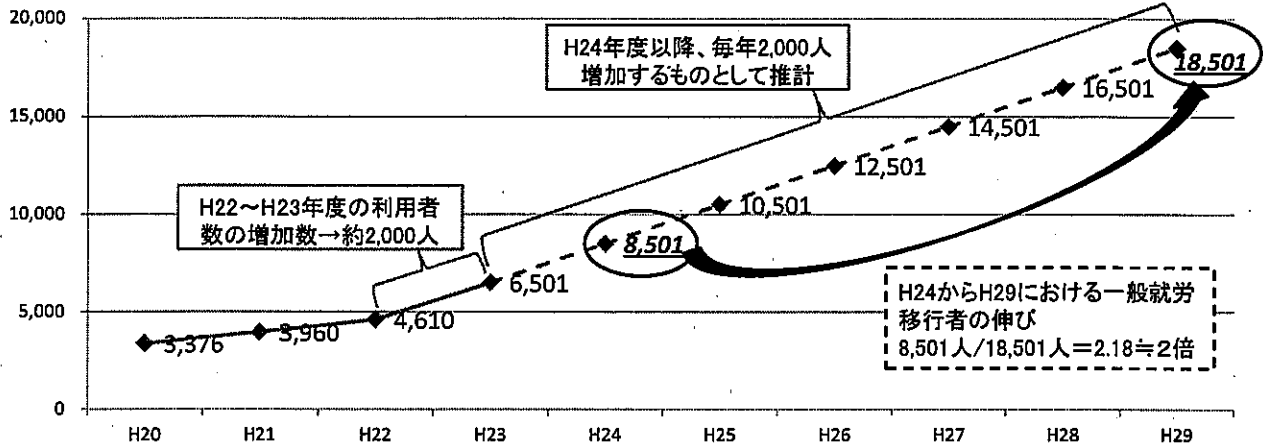


※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

一般就労への移行者数

- 一般就労への移行者数については、平成23年度実績で2.7倍(5,601人)となっている。(目標は4倍。割合は、平成17年度実績(2,379人)で除した値)
- 平成22年度から平成23年度の利用者数の増加数(約2,000人)から推計すると、平成26年度では目標である4倍を達成することが見込まれる。
- 数値目標の設定に当たっては、平成22年度から平成23年度の実績(約2,000人)を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。

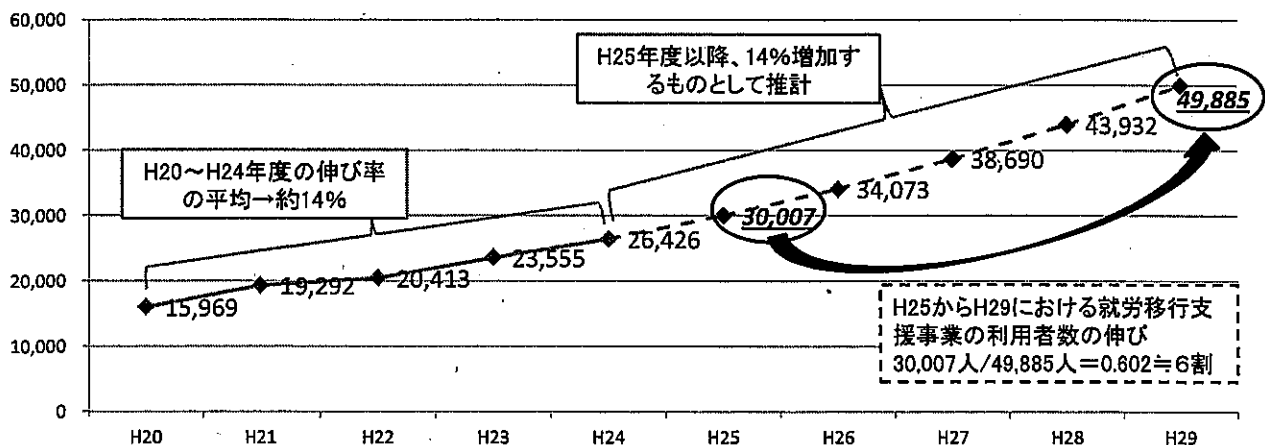
一般就労への移行者数の推移



就労移行支援事業の利用者数

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行支援事業の利用者の平均の伸び率約14%(平成20年度から平成24年度)を基に、平成29年度末までに平成25年度と比較して6割以上増加させることを目指すものとして設定。

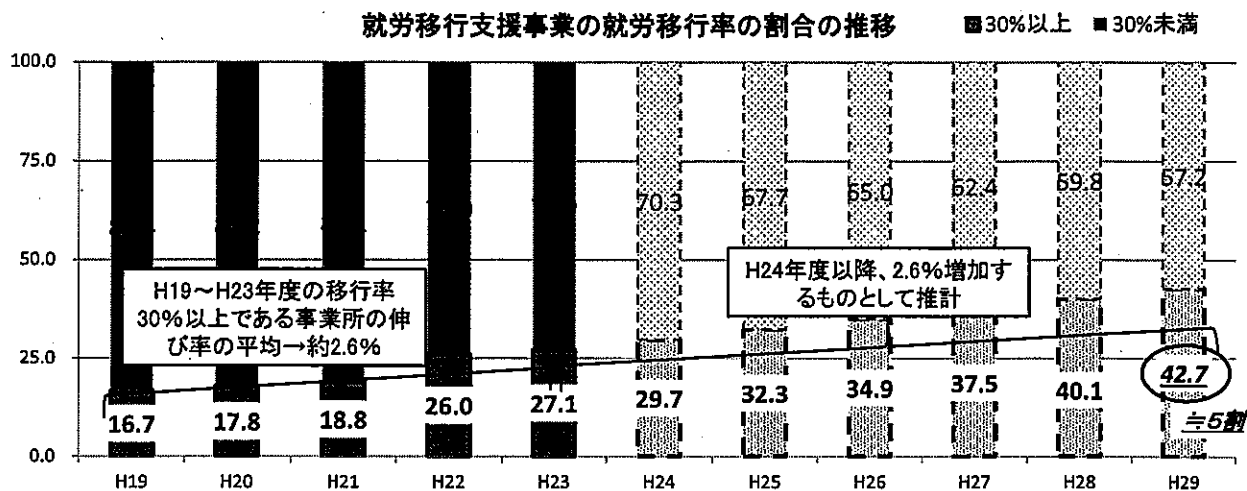
就労移行支援事業の利用者数の推移



就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定する。
 - 目標の設定に当たっては、就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%(平成19年度から平成23年度)を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることを指すものとして設定。
- ※ 「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移



1 強度行動障害を有する者に対する支援について

(1) 地域における強度行動障害を有する者に対する体制の強化について

平成 26 年 4 月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

(2) 強度行動障害支援者養成研修について

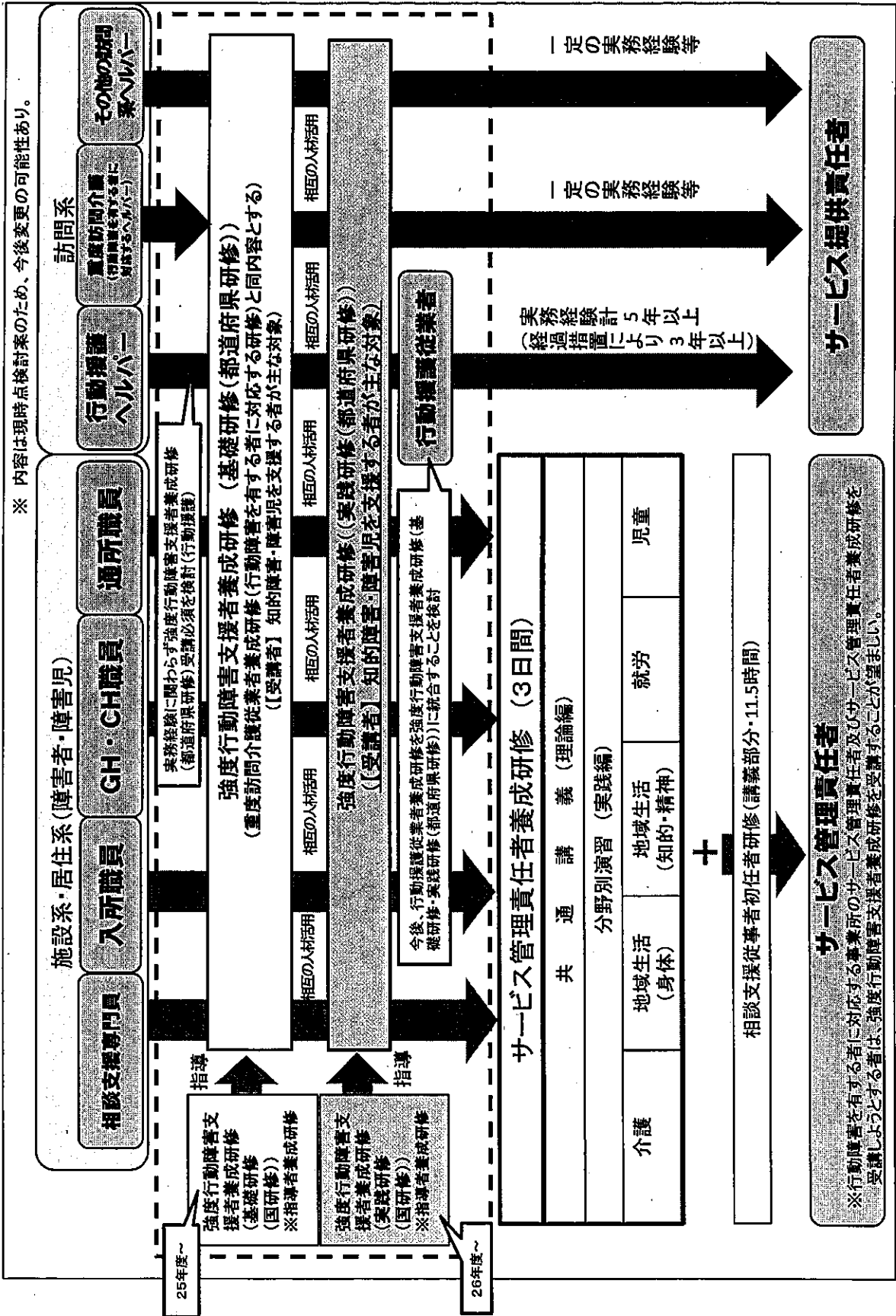
強度行動障害を有する者に対する支援については、平成 25 年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業（以下「基礎研修」という。）を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）において実施しているところであるので、活用を図られたい。

また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修（以下「実践研修」という。）を実施するため、平成 26 年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成 26 年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取組に努められたい。

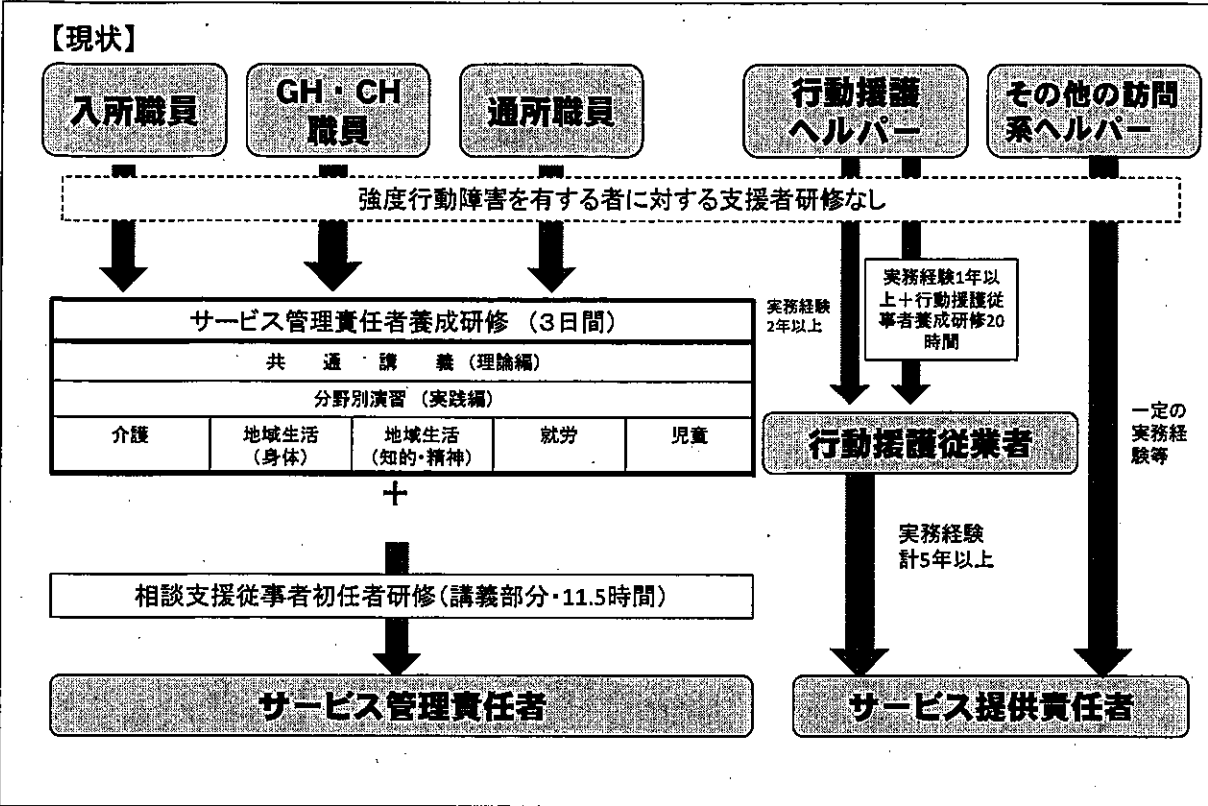
なお、実践研修に関する詳細については、別途周知することとするので、ご承知おき願いたい。

（関連資料：強度行動障害に対応する職員の人材育成について（ポンチ絵）（2 頁～））

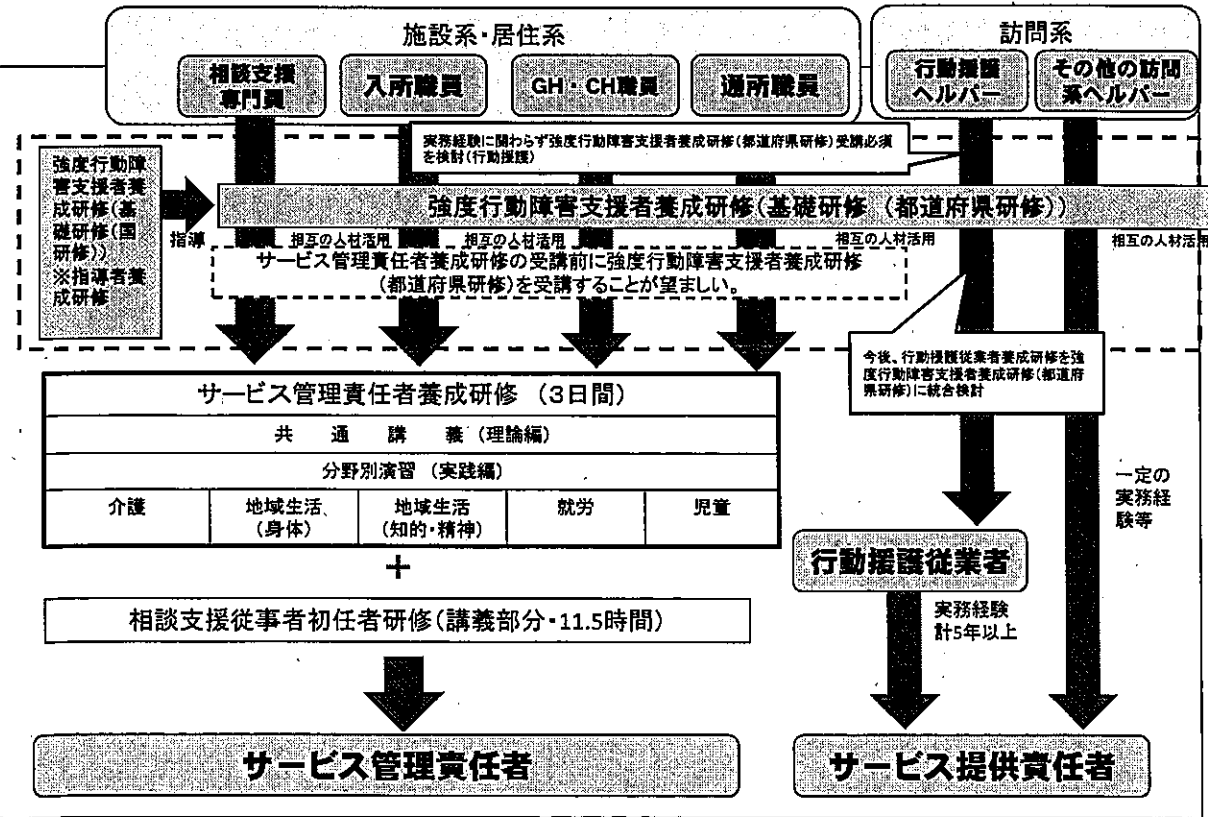
強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について



【参考(平成24年度)】



【参考(平成25年度)】



2 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために都道府県知事に登録を行った障害福祉サービス事業者の数（登録特定行為事業者数）は、全国で10,569か所（平成25年4月1日現在）となっている。そのうち、障害児者関係では1,963か所となっており、前年度（平成24年7月1日現在（全国3,355か所、障害児者関係614か所）と比較し約3倍以上の増加となっている。

（参考URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannok_yuuin/01_seido_02.html

しかしながら、地域によっては喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

また、介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修事業のうち、平成25年度の特定の者対象の都道府県研修（第3号研修）については、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正に伴い、社会・援護局においてセーフティネット支援対策等事業費補助金により実施してきたところであるが、平成26年度についても引き続き実施できるよう、来年度予算案に盛り込んだところである。

このため、都道府県においては、平成26年度においても関係部局等と連携を図り、「喀痰吸引等研修」の実施について、都道府県及び登録研修機関の必要な研修実施体制の構築及び継続に努めていただくとともに、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」についても引き続き対応可能となっていることから、同補助金の活用について検討していただき、医療的なニーズがある障害者等が地域において喀痰吸引等を受けられるよう、研修の実施体制の整備等をお願いしたい。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法について、改正法の施行を平成27年4月から1年間延期（平成28年4月から）する案を本国会で審議していることに伴い、平成27年4月1日からの施行となっている介護福祉士が行う介護（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項）に「喀痰吸引等」を加える規定等についても1年延期するとともに、平成27年度の介護福祉士国家試験に「医療的ケア」を出題しないこととされたところであるので、ご了知願いたい。

平成24年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第3号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については今年度中に厚生労働省ホームページでお示しする予定である。本調査については、平成25年度も引き続き実施予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

4 生活介護における医師配置の取扱いについて

障害福祉サービスのうち、生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっているところである。

(参考) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

※ 障害者支援施設(生活介護を実施する施設)においても、同様の規定あり。

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

しかしながら、一部の入所施設等においては配置医師による継続的な関わりを要する利用者が必ずしも多くない一方で、必要とする医療が多様化しているとの指摘があることを踏まえ、平成26年4月より、生活介護を実施する施設のうち、利用者の状態像を勘案し必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、指定基準上医師配置をしないことができることとし、その場合、本体報酬において減算を行う取扱いとすることとしている。

これに伴い、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(案)は別添のとおりとするが、平成26年4月以降も従前とおり医師を配置する事業所については、本届出書の提出がなくても、届出書に「あり」と記載したこととみなすこととして差し支えないこととする。

この届出書については、本年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って適用とする取扱いとなるので、各都道府県におかれては、管内施設において4月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

また、指定基準(案)において、医師を配置しない取扱いとする場合、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等を実施することとされていることから、各都道府県等においては、必要に応じて助言及び指導をお願いしたい。

【参考】体制の届出（変更案）

施設区分	1. 一般	2. 小規模多機能
定員超過	1. なし	2. あり
職員欠如	1. なし	2. あり
大規模事業所	1. なし	2. 定員81人以上
医師配置	1. なし	2. あり
人員配置体制	1. なし	2. あり
福祉専門職員配置等	1. なし	2. I 3. II
視覚・聴覚等支援体制	1. なし	2. あり
リハビリテーション加算	1. なし	2. あり
食事提供体制	1. なし	2. あり
延長支援体制	1. なし	2. あり
送迎体制	1. なし	2. あり
送迎体制（重度）	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし	2. あり
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし	2. あり
キャリアパス区分（※4）	1. I（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たす） 2. III（キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たさない） 3. II（キャリアパス要件を満たさない） 4. II（定量的要件を満たさない）	
主たる事業所サービス種類1（※6）	サービス種類コード（ ）	

※これに伴い、システム上も項目を追加する必要有り（予算編成時に対応）

5 消費税率引上げに係る障害福祉サービス等報酬の取扱について

平成 26 年 4 月に消費税率が、現行の 5%から 8%に引上げられることに伴い、医療・介護との並びを踏まえつつ、障害福祉サービス等報酬に係る基本報酬の単位数について、影響相当分の引上げを行うこととしている。

引上げについては、経営実態調査の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、サービス毎に消費税率引上げの影響する相当分について行うこととしており、障害福祉サービス等報酬全体の平均引上げ率は約 0.69%程度を予定している。

サービス毎の詳細な新報酬単位数については、先般実施したパブリックコメントにおけるご意見等も踏まえて、報酬告示の改正を行い、関係通知の発出等によりお知らせする予定であるため、管内市町村及び事業者等への周知をお願いする。

また、障害者総合支援法に係る平成 26 年 4 月施行分として見直しが行われる「ケアホーム・グループホームの一元化」と「生活介護における医師配置の取扱い」に関する加算等の届出について、本来は前月 15 日までに届出をしなければ翌月から算定できないところであるが、今回は、4 月中に届出が受理された場合に限り、4 月 1 日に遡って加算等の算定の対象とするので、管内事業所等に対して 4 月中までに滞りなく提出していただくよう周知されたい。

なお、基本報酬の単位数が引き上げられることに連動して、国庫負担基準額についても、消費税率引上げの影響する相当分の引上げを行う予定である。(関連資料(9頁))

障害福祉サービス等報酬における消費税引上げ対応について

<報酬本体の改定>

- 平成26年4月に消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、各サービス毎に影響する相当分について改定を行う。
- 具体的な算出に当たっては、直近データの「平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査」の結果等により、サービス毎の支出に占める課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当てを行う。

消費税引上げに伴う障害福祉サービス等報酬全体の平均改定率 0.69%

<報酬改定による国庫負担基準額の対応>

- 市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位への上乗せ
消費税影響分を適切に手当てするため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。
- 加算の取扱い
各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新報酬単位数

= [[基本報酬単位上乗せ率] + [加算に係る上乗せ率]] × 現行報酬単位数

(関連資料)

6 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査及び障害福祉サービス等経営実態調査について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(以下、「処遇状況調査」という。)は、平成24年4月の障害福祉サービス等報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善にどの程度反映されているかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として、平成24年10月、平成25年10月の2回にわたり実施してきたところである。

各都道府県におかれては、調査実施に当たっての法人名簿作成や調査票が未回答の管内事業所等への連絡などにご協力いただき、感謝申し上げます。平成24年度処遇状況調査では、平成24年9月における福祉・介護職員の平均給与額が、対前年同月比で平均で約7,000円増の結果を得たところである。平成25年の調査結果については、3月末までにホームページ等で公表する予定である。(関連資料①(11頁))

なお、平成25年度の処遇状況調査の都道府県別の回答率について、全国平均回答率は約66.7%となっているが、都道府県別に見るとバラつきが見受けられる現状である。(関連資料②(12頁))

また、平成27年4月は3年に一度の障害福祉サービス等報酬改定を予定しているところであるが、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況の把握を調査目的とし、改定の議論を行う際の基礎資料の一つでもある平成26年障害福祉サービス等経営実態調査については、今後、平成26年3月末から各施設・事業所に調査票を配布し、6月上旬を回答期限として調査を実施する予定としているところである。今回の調査においては平成25年度の処遇状況調査の法人名簿を使用するため、新たに名簿の作成をお願いする予定はないが、法人名称の変更など名簿内容に変更が生じた場合は、事後的に個別に確認をお願いすることもあるので、その際はご協力願いたい。

また、今回の平成26年障害福祉サービス等経営実態調査においても、各都道府県に対して、回答率向上のため事業者への働きかけをお願いすることになるので、特段のご配慮をお願いする。

○ 福祉・介護職員の平均給与額の状況

平成24年度処遇状況調査結果(抜粋)より

平成24年に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をした事業所における処遇改善加算対象職員の平均給与額をみると、全体では257,549円、常勤の者では289,237円、非常勤の者では161,759円となっている。

平成23年度と平成24年度を比較すると、全体では6,889円の増、常勤の者では8,252円、非常勤の者では2,768円の増となっている。

	平成24年9月	平成23年9月	差 (平成24年-平成23年)
処遇改善加算対象職員	257,549円	250,660円	6,889円
常勤の者	289,237円	280,984円	8,252円
非常勤の者	161,759円	158,991円	2,768円

注1) 処遇改善加算対象職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員。

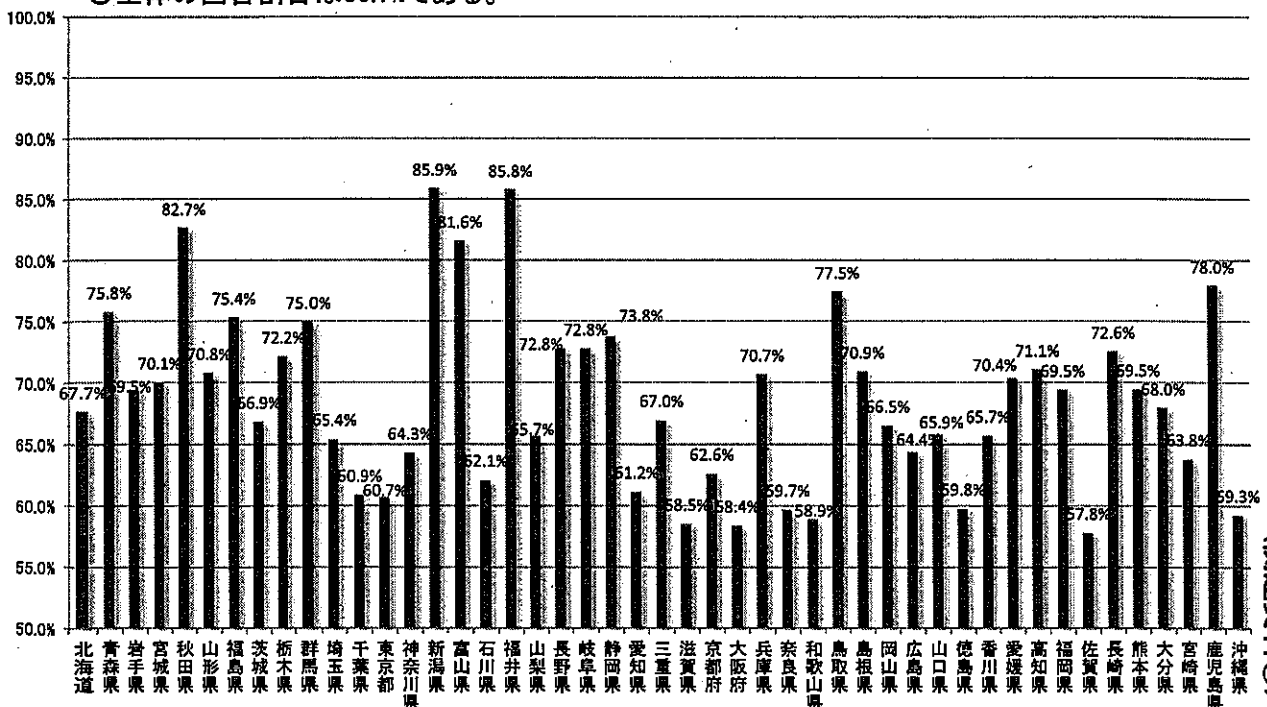
注2) 平成23年と平成24年ともに在籍し、かつ、雇用形態(常勤・非常勤)が変わっていない者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は、基本給+手当+一時金(4~9月支給金額の1/6)を常勤換算により算出。

(関連資料①)

平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

- 各道都府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。
- 全体の回答割合は66.7%である。



(関連資料②)

7 その他の報酬に関する事項について

(1) 公立減算の解釈について

公立減算とは、障害福祉サービス等報酬を算定するに当たり、地方公共団体が設置する事業所等に対してはその性質上人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬から減算（965/1000）をするというものである。

本減算については、対象要件が報酬告示（平成18年告示523号他）上の記載のみであること（※）、事業に対する自治体の関与の在り方が多様化していること等の理由により、自治体毎に減算の対象となる事業所等の解釈にばらつきが生じているところである。公的な関与が比較的大きい指定管理者制度については、基本的には本減算の対象となる場合が多いと考えられるが、指定管理者制度にも多様な運営形態があることから、当該制度を含め、事業に対する自治体の関与の実態などを把握し、次期報酬改定の検討を経た上で、平成27年4月に取扱いについて示していく予定である。

※公立減算の告示上の記載

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。」

(2) 地域区分の見直しについて

障害福祉サービス等報酬に係る地域区分については、平成24年4月の障害福祉サービス等の報酬改定に併せて見直しを行っているところである。

この見直しにより上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度から平成26年度までの間、激変緩和のための経過措置を設けているところである。

については、関連資料の平成26年度の地域区分別単価一覧表等を、管内の障害福祉サービス事業所等に対して改めて周知いたくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏なきよう、適正な指導をお願いする。（関連資料（14頁））

【参考】平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要<抜粋>

(平成24年1月31日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

(6) 地域区分の見直し

○ 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。

○ その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域等のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。

* 国家公務員の地域手当の対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。

○ 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。

○ なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り	5区分				
	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
上乗せ割合	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	国家公務員の調整手当支給地域				
	<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域(首都圏、近畿圏内で、市に限る)(※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定) 以前官署が存在した地域(※上乗せ割合は、従前の区分と同様) 				
対象とする市町村の区域の時期	平成15年4月1日				

<見直し後> * 区分名称は仮称

地域割り	7区分						
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域	国家公務員の地域手当支給地域						
	<p>上記の</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域に囲まれている地域 対象となっている複数の地域に隣接している地域 <p>※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様</p>						
対象とする市町村の区域の時期	平成24年4月1日						

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成24年度～26年度にかけて、引き上がる(下がる)分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ(下げ)、平成27年度から完全施行。

* 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。

* 障害児の地域区分については見直しを行わない。

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成27年度以降】

<現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円				
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な7区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

〔1 単位単価の見直しに当たっての経過措置〕
 <平成26年度> 20区分

	特別区-1級地	特別区-2級地	特別区-3級地	特別区-4級地	特別区-5級地	特別区-6級地	特別区-7級地	特別区-8級地	特別区-9級地	特別区-10級地	特別区-11級地	特別区-12級地	特別区-13級地	特別区-14級地	特別区-15級地	特別区-16級地	特別区-17級地	特別区-18級地	特別区-19級地	特別区-20級地	
	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.5%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%	
居室介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
同行援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
行動援護	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
療養介護																					
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.70円	10.69円	10.64円	10.61円	10.59円	10.55円	10.50円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
施設入所支援	11.09円	10.91円	10.79円	10.76円	10.74円	10.69円	10.66円	10.64円	10.59円	10.54円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.30円	10.25円	10.20円	10.15円	10.05円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.68円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.53円	10.49円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.27円	10.22円	10.18円	10.13円	10.04円	10.04円	10円
就労移行支援	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.66円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.51円	10.47円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.26円	10.21円	10.17円	10.13円	10.04円	10.04円	10円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.92円	10.90円	10.84円	10.80円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.06円	10.06円	10円
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10.05円	10円

10円

* 表の見方

次頁と2頁後の表を見て、〔現行の地域区分〕 → 〔見直し後の最終的な地域区分〕

丙地(0%) → 6級地(3%)

の市町村の場合、「丙地→6級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の1単位単価。

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

	1級地 10%	2級地 15%	3級地 12%	4級地 10%	5級地 8%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
知的障害児通園施設支援 児童発達支援センター	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
児童デイサービス * 障害者の地域区分は5区分	-							
重症心身障害児(者)通園事業	-							
肢体不自由児通園施設支援	10円							
児童デイサービス(再掲)	* 障害者の地域区分は5区分							
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)	-							
-	-							
知的障害児施設支援	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
第二種自閉症児童施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
盲児	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 又は単独施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
ろうあ児	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.18円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
肢体不自由児療養施設支援	10円							
第一種自閉症児童施設支援	10円							
肢体不自由児施設支援	10円							
重症心身障害児施設支援	10円							
-	-							

<見直し後>

	1級地 10%	2級地 15%	3級地 12%	4級地 10%	5級地 8%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%
児童発達支援センター	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
知的障害児施設支援	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円
当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
第二種自閉症児童施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
盲児	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合 又は単独施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
ろうあ児	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.18円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円
肢体不自由の場合	10円							
自閉症の場合	10円							
肢体不自由の場合	10円							
重症心身障害児の場合	10円							
児童発達支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

8 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

① 平成 26 年度社会福祉施設整備費の予算案について

社会福祉施設整備費については、好循環実現のための経済対策の一環として障害者施設等の防災対策等の推進を図るため、25 年度補正予算で計上された 148 億円と一体で執行することとし、26 年度当初予算案としては 30 億円を計上したところである。

26 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
 - ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備
- 等の推進を引き続き行うこととしている。

25 年度補正予算及び 26 年度当初予算案を合わせた 178 億円により、地方公共団体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしているので、ご理解願いたい。（関連資料 1（28 頁））

② 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の施行

25 年臨時国会において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により成立し、25 年 11 月 29 日に公布、同年 12 月 27 日に施行されたところである。（関連資料 2（29 頁））

障害者関係施設等の高台移転整備については、これまでも、24 年度補正予算における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金への障害者や障害児の入所施設の高台移転整備のメニュー化、独立行政法人福祉医療機構による入所施設の高台移転整備の優遇融資の創設等により対応してきたところである。

同法の施行を踏まえ、26 年度予算案において、同法に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる社会福祉施設の高台移転整備については、通所施設等についても国庫補助単価の引上げや独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率 95%に引上げ、二重ローン対策）を実施する予定である。

関係都府県・指定都市・中核市におかれては、同法の円滑な施行を図るため、管内市町村や事業者等に対し、同法や助成制度の周知及び必要な助言等をお願いする。

(2) 平成 25 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

大規模災害等に備え、自力避難が困難な障害者等が多数入所する障害者支援施設等の防災・安全対策を図るための整備を早急に実施する必要がある。

また、障害者総合支援法により、障害者及び障害児の地域生活を支援していくための一層の施策の展開が求められている中、必要とされる障害福祉サービス等が障害者及び障害児に確実に提供されるよう基盤整備を図る必要がある。

このため、社会福祉施設整備費における 25 年度補正予算として、

- ① 防災上倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備の推進
- ② 火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する施設等のスプリンクラー整備の推進
- ③ 障害者が住み慣れた地域で暮らすための基盤整備を図ること等を目的としたグループホーム等の整備の促進

等について、総額 148 億円を計上したところである。

なお、社会福祉施設の防災・安全対策については、従来より、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、基金残額を活用し、26 年度着手事業まで延長して整備が可能となっており、それを超える整備需要への対応として 25 年度補正予算において措置したものであることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。(関連資料 3 (30 頁))

また、スプリンクラーの整備については、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金と同様の補助基準とする(延べ面積 1,000 ㎡未満施設は 18,000 円、1,000 ㎡以上施設は 34,000 円(いずれも 1 ㎡当たりの総事業費ベース))とともに、スプリンクラー設備等を設置するに当たり、水道口径や水圧が不十分である場合等にパッケージ型の消化ポンプユニット等を設置する場合には、1 施設当たり 300 万円(総事業費ベース)を加算することとしたところである。(関係通知については後日改正予定。)

25 年度補正予算における 25 年度執行分については 2 月上旬に既に内示済みである。26 年度に予算を繰り越して執行するものについては、今後、関係機関との協議が整い次第、早期に内示を行いたいと考えている。

(3) 平成 26 年度社会福祉施設整備費の執行について

① 平成 26 年度国庫補助協議について

社会福祉施設整備費の 26 年度予算案は、前述のとおり 30 億円となっており、具体的な案件に係る国庫補助協議に際しては、各都道府県等の整備計画等を踏まえ、優先順位を勘案の上、真に緊急性及び必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

特に、耐震化や津波対策としての高台移転、スプリンクラー整備等の社会福祉施設の防災対策の強化については、従来より社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等により対応しているところである。当該基金については、26年度着手事業まで延長の上、基金残額を活用した整備が可能となっていることから、基金残額がある都道府県においては、当該基金を最大限活用いただきたい。

また、社会福祉施設整備費においては、18年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努められたい。

なお、農林水産省の26年度予算案においては、都市農村共生・対流総合対策交付金(2,100百万円)、「農」のある暮らしづくり交付金(580百万円)、農村漁村活性化プロジェクト支援交付金(6,540百万円)により、『「農」と福祉の連携プロジェクト』が推進されているところであるため、これらの交付金についても活用を図っていただきたい。(関連資料4(31頁))

25年度補正予算の成立に伴い、26年2月の閣議において、総理大臣及び財務大臣等より各省大臣に対し、早期の実施が要請されているところであり、26年度分についても「好循環実現のための経済対策」の趣旨を踏まえた同様の対応が求められることから、今後の国庫補助協議については以下のスケジュールで実施したいと考えているのでご協力願いたい。

なお、26年度分の国庫補助協議における採択方針等については、別途詳細をお示しすることとしているので、ご留意願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング | 3月下旬 |
| ・国庫補助協議書の地方厚生(支)局への提出 | 4月上旬
～4月中旬 |

② 平成26年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

26年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や本年4月より導入される消費税増税を踏まえた単価改定を行う予定としており、追ってお示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、25年度補正予算において、本年度中に執行したものについては改定後の単価を適用しないが、26年度への本省繰越を行う場合は、26年度の執行となるため、改定後の単価を適用することとしている。

③ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等に係る会計実地検査の指摘について

24年度に、会計検査院より、社会福祉施設等施設整備費補助金等で整備した社会福祉施設等において提供するサービスの一部が休止していたり、利用が低調であるなどの指摘を受けたところである。

これを踏まえ、当該補助金の適正執行に関し、25年5月15日付けで課長通知を发出したところであるので、内容にご留意の上、今後とも当該補助金の適正な執行に努められたい。(関連資料5(34頁))

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として未措置状態にある施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから、経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について(平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引上げ、貸付利率の引下げ)について、26年度も引き続き実施することとしている。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等

における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

平成26年度予算(案) 30億円
 平成25年度補正予算 148億円

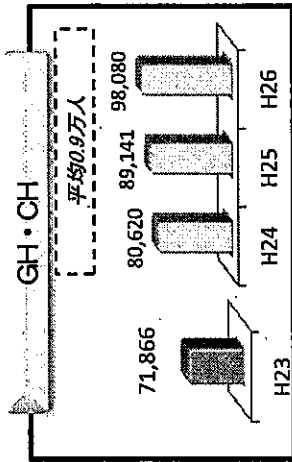
(関連資料1)
 178億円

- 障害者総合支援法に基づき、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう、平成25年度補正予算案を含めた切れ目のない財政支援を行い、障害者及び障害児に必要な障害福祉サービスの基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

地域生活支援の推進

- 障害者の地域生活支援を更に推進するため、グループホーム等の整備を推進する。



第3期障害福祉計画
 における整備目標値

(単位:人)

日中活動系サービス等の充実

- 障害児・者の就労支援や地域生活支援の充実を図るための日中活動系サービス等の施設整備を着実に推進する。



第3期障害福祉計画
 における整備目標値

(単位:人)

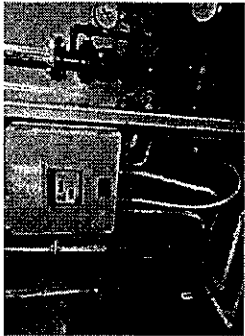
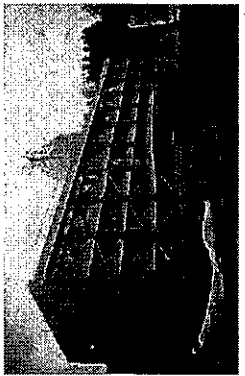
障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者施設等のスプリンクラー整備等の防火対策を推進し、防火安全対策の強化を行う。
- また、倒壊の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転又は補強を推進する。



南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 概要

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正により措置

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の26年度の姿

【平成25年度】

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
(平成21年度～)

【対象】

- ① 障害児者や児童の入所施設の耐震化整備
 - ・津波対策としての高台移転整備
 - ・スプリンクラー整備
- ② 被災地の共生型福祉施設整備

【平成26年度】

【補助金・交付金で対応】

※引き続き、基金の補助単価や融資の優遇措置は継続

社会福祉施設等施設整備費補助金

次世代育成支援対策施設整備費交付金

基金残
なし

【引き続き基金残を活用】

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金
(～平成26年度着手事業まで)

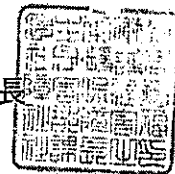
基金残
あり



障障発0515第1号
平成25年5月15日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）の適正執行について

障害福祉行政の推進について、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働事務次官通知）により取扱いが定められているところですが、今般、会計検査院から、社会福祉施設等施設整備費補助金等により整備した社会福祉施設等が提供する障害福祉サービスについて、一部廃止や休止となっているものや利用が低調であるものがある等、サービスが障害者等に十分利用されていない事態が生じ、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていることから、是正改善を行うべきとの指摘を受けたところです。

このため、今回の会計検査院からの指摘を踏まえ、下記の事項に留意の上、適正な処理に当たられるようお願いするとともに、管内事業者等に対し、必要な指導・助言を行われますようお願いいたします。

記

1 会計検査院からの指摘等の概要

社会福祉施設等施設整備費補助金は、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所の施設の整備事業に対して、都道府県又は指定都市若しくは中核市（以下「都道府県等」という。）が行う補助事業を交付の対象として、その補助に要する費用の3分の2相当額を、都道府県等を通じて当該社会福祉法人等に補助しているものである。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金の他、厚生労働省としては、障害者就労訓練設備等整備事業による設備整備等に要する経費の一部（1施設 50 万円以上のもので上限 500 万円等）を補助する制度や、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業により、社会福祉法人等の障害福祉サービス事業所の整備を支援しているところである。（以下、これらを総称して「整備費補助金等」という。）

一方、都道府県等が、これら整備費補助金等の国庫補助協議の対象とする事業所の選

定に当たっては、単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であることなどを審査することが必要とされているとともに、施設を設置する適格性について、地方厚生（支）局等においてもヒアリングを実施するなどして審査を行っている。

会計検査院において、整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所について、いわゆる新体系への移行を行った後、障害福祉サービスの利用の移行が順調に推移し、障害福祉サービスが十分に利用され、補助金等の効果が十分発現しているかなどに着眼して検査が行われた。

検査の対象は、平成 17 年度（平成 18 年度繰越のみ）から平成 22 年度（平成 23 年度繰越分を除く。）までの間の整備費補助金等による整備を行った 23 都道府県（注 1）に所在する 795 事業者の 914 事業所（整備費補助金の国庫補助額計 248 億 3916 万余円）であり、施設整備等が終了した平成 23 年度の障害福祉サービスの利用状況、休廃止の状況等について実地検査が行われた。

その結果、施設整備費補助金等により施設整備等が行われた事業所における利用率（注 2）について、検査対象事業所 914 中、101 事業所が 50 %未満であり、41 事業所が施設整備等を行った後に利用定員を減じていたことが確認された。また、16 事業所が全部又は一部のサービス提供を休止する等していたことが確認された。

このため、会計検査院としては、これらの事業所に対する施設整備費補助金等については、サービスの利用者が整備計画を大きく下回るものとなっており、事業効果が十分に発現しているとは認められない状況となっていた、と結論付けている。

（注 1）北海道、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

（注 2）利用率：当該障害福祉サービスに係る事業所の開所日数に利用定員を乗じた定員利用の延べ人数に対する利用延べ人数の割合

また、会計検査院は、かかる事態に至った要因として、サービス需要の把握に関する調査が十分に行われていなかったことを挙げている。実際に、事業者、市町村又は都道府県において、整備費補助金等の申請等の際に、整備費補助金等により整備される障害福祉サービスに対する利用者の需要の有無について、具体的な調査を行っているか検査したところ、検査対象の障害福祉サービス 1357 のうち、何らかの調査を行っていたのは 3 割弱（27.2%）に過ぎない 370 であり、このうち費用負担等の条件を具体的に提示して利用契約締結の意向まで調査を行っていたものは 1 割にも満たない（7.2%）98 にとどまっていたとしている。

よって、国庫補助金等の交付申請の審査等に当たり、厚生労働省、地方厚生（支）局及び都道府県等においては、各障害福祉サービスの特徴等を踏まえ、具体的な需要の有無等の状況を十分確認することが必要であり、事業者においては、各障害福祉サービス

の特徴等を十分理解するとともに、具体的な需要の有無を十分把握すること及び提供する障害福祉サービスについて、障害者等に対して十分に周知を行うことが必要であるとされている。

このような検査結果から、厚生労働省に対して、次のとおり改善処置が求められたところである。

- (1) 厚生労働本省の担当部局、地方厚生（支）局及び都道府県等において、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で整備計画の妥当性について、必要に応じて福祉医療機構等の関係機関と連携をとるなどして、審査を行うよう指導、助言すること
- (2) 国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言すること
- (3) 事業所が所在する市町村に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供する障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう、都道府県等を通じて指導、助言すること

2 改善に向けた取り組み

上記1の指摘を踏まえ、以下の取り組みを実施することが必要であると考えているので、各都道府県等におかれては、遺漏なきよう取り扱われたい。

(1) 厚生労働省（地方厚生（支）局）における対応

厚生労働省は、国庫補助金等の交付申請の際には、提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握するよう事業者に指導、助言することを、事業所が所在する市町村に対して、都道府県等を通じて指導、助言するものとする。

このため、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号、厚生労働事務次官通知）を改正することとし、国庫補助金の申請に必要な添付書類の一部を次のとおり見直すので、施設整備費等の交付を受けて整備する障害福祉サービスにおける需要の有無について適切に把握するよう努められたい。

ア 社会福祉施設等整備費協議通知の改正

毎年度、都道府県等に対して、社会福祉施設等国庫補助金の協議要領を「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（以下「協議通知と言う。」）によりお示ししているところである。

都道府県等が、地方厚生（支）局を通じて厚生労働本省に提出する国庫補助協議書の添付資料について、施設等の創設及び移転改築の場合にあつては、当該障害福

社サービスに係る需要の把握に関する調査を行った上で、その整備計画の必要性を記載した市町村長の意見書を必ず添付することとする。

イ 地方厚生（支）局で用いる「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」の改正
都道府県等が、厚生労働本省に対し、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る国庫補助協議書を提出するに際し、各地方厚生（支）局においてヒアリングを実施している。

そのヒアリングの内容を定めた「社会福祉施設等整備計画ヒアリング要領」中「7 障害福祉圏域の状況」の確認事項として、「当該障害福祉圏域において、今回新たに整備する障害福祉サービスにつき障害者等のニーズ調査を実施しているかどうか」を新たに盛り込むこととする。

なお、ヒアリングの視点として、「整備計画が、当該障害福祉圏域の状況を踏まえて作成されたものになっているかどうかを確認すること。具体的には、当該事業の整備計画の策定に当たり、事業者が当該障害福祉圏域における障害者等のニーズ調査等を行っているかどうかを確認し、かつ、各自治体の意見書において、事業者等が実施したニーズ調査を踏まえて、当該整備計画が妥当である旨の記述があるかどうか確認すること。なお、ニーズ調査等が行われていない場合には、国庫補助協議書の提出を見送るように調整を図ること。」を加えることとする。

（2）都道府県、政令指定都市及び中核市における対応

都道府県は、事業所が所在する管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）に対して、事業者が国庫補助金の交付申請を行う際に、新体系における各サービスの特徴等を十分に理解して、提供することとなるサービスに対する具体的な需要の有無を把握するよう、事業者に助言等を行うよう指導すること。

都道府県、政令指定都市及び中核市は、国庫補助金等の交付申請等の審査に当たり、当該事業所で提供されることとなる障害福祉サービスの需要の有無を具体的に把握した上で、整備計画の妥当性について、必要に応じて機構等の関係機関と連携をとるなどして確認を行うこと。

（3）事業所に対する指導、助言

都道府県は、管内市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）を通じ、事業所に対して、当該事業所が提供する障害福祉サービスの利用状況を関係者と連携をとって十分把握した上で、提供するサービスの障害者等に対する周知の重要性を含め各種の助言を行うことにより、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

9 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

短期入所については、第3期障害福祉計画における平成25年度整備目標が4.3万人であるのに対し、平成25年9月の利用者数は3.7万人であり、今後さらなる整備が必要である。

このうち、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、医療機関においても、医療型短期入所として短期入所サービスの実施を可能としており、平成24年度より、法人格を有さない医療機関についても短期入所の指定を受けることができる仕組みを整えているとともに、超（準）重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合における加算を設け実施しているところである。

こうした取組により、平成25年10月における医療型短期入所の事業所数は、平成23年10月と比べ約20%の増加となっているが、最近はほぼ横ばいとなっている。

依然として医療型短期入所はニーズが高いサービスであることから、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

(参考) 医療型短期入所の事業所数 (障害保健福祉部障害福祉課調べ)

時点	23年10月	24年4月	24年10月	25年4月	25年10月
箇所数	278	319	328	331	327

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げ等を通じて事業の整備促進に取り組んできたところである。

さらに、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護職員等が喀痰吸引等の研修を受講することで、喀痰吸引等の医療的ニーズのある障害児者について、単独型短期入所を始めとする福祉型短期入所サービス事業所による受入れが可能となることから、今後の整備において、単独型短期入所の整備促進について特に積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成25年11月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（３）障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成25年11月に国会へ提出された平成24年度決算検査報告において、

- ・対象経費を二重に計上する
 - ・「定員超過減算」を行うべきところ、減算をせずに算定を行う
- などにより、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

（参考）

会計検査院HP：

（障害者自立支援給付費負担金）

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_031.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary24/pdf/fy24_futo_039.pdf

（４）障害者施設等の防災対策等について

①防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項にご留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等に当たって重点的な指導を行うようお願いしたい。

- ア 火災発生の未然防止
- イ 火災発生時の早期通報・連絡
- ウ 初期消火対策
- エ 夜間防火管理体制
- オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)

②社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進については、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号 国河砂第57号 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところであるが、昨年度、総務省行政評価局が社会福祉施設を始めとする災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行った結果、以下の課題が認められたところである。

各都道府県におかれては、以下の課題及び対応を踏まえ、改めて砂防部局や管内市町村と連携体制の強化をお願いする。

【総務省行政評価局による実態把握結果による課題と対応】

- 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設あり。
→ 土砂災害のおそれのある箇所及び災害時要援護者関連施設に関する情報についての都道府県民生部局と都道府県砂防部局との情報共有を徹底し、両部局において土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握しているかチェックすること。
- 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、これらのうち施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり。
→ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、以下について徹底すること。
 - ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設(市町村管轄施設を含む。)の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼すること。
 - ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、
ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

- ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保
等防災対策に万全を期すようお願いしたい。

(参考)

- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成 11 年 1 月 29 日文施指第 53 号、社援第 212 号、11 林野治第 172 号、建設省河砂発第 6 号、消防災第 8 号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

④障害者施設等の耐震化について

障害児者関係施設等の耐震化の状況については、25 年 9 月に公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、24 年 4 月時点の耐震化率は 78.9%となっており、社会福祉施設等全体 (84.3%) を下回っている状況である。障害児者関係施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用している施設であることから、全ての施設等において耐震化が図られることが望ましい。

このため、耐震化率の低い状況となっている都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（関連資料③）の基金残高の活用を図るなどの上、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉法人等に対してご指導をお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の費用等の準備が出来ないため整備が進まない社会福祉法人等においては、独立行政法人福祉医療機構において、社会福祉事業施設の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（融資率の引上げ、貸付利率の引下げ）を26年度も引き続き実施することとしていることから、その活用についての周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いする。

（5）東日本大震災からの復旧・復興等について

①自治体負担分に対する財政支援の延長について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された避難指示区域等（※1）及び旧緊急時避難準備区域等（※2）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※2）旧緊急時避難準備区域、既に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成27年2月末（サービス提供分）まで

なお、平成26年10月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の住民を対象としない予定であるが、対象となる上位所得層の住民に関する詳細については決まり次第別途お示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

10 規制緩和について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業について [構造改革特区関係]

平成18年5月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練(機能訓練)又は基準該当自立訓練(生活訓練)として報酬を算定するものである。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所における生活介護の実施については平成22年6月に、短期入所については平成23年6月に、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては平成25年10月に全国展開をしたところである。

② 今後について

平成24年4月9日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「個別支援計画の策定が要件とされた平成23年6月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で5か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。」とされている。

これに対し、平成25年6月1日時点の累積事業所数を調べたところ、サービス利用実績のある事業所数は累積2であり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、事業所数が累積で5か所になった時点で改めて弊害の有無について調査を行う予定である。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について[構造改革特区関係]

平成 22 年 9 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の事業所におけるサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内の事業所において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算 5 年以上と規定されているものについて通算 3 年以上に、通算 10 年以上と規定されているものについて通算 5 年以上にそれぞれ緩和するものである。

② 今後について

平成 25 年 5 月 17 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成 27 年度に改めて評価を行うこと。」とされている。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、平成 27 年度に改めて評価を行う予定である。

(3) 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について [構造改革特区関係]

平成 24 年 4 月より、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を実施している。

各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とするものである。

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- ・ 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること
- ・ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- ・ 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

② 今後について

本事業は、現在、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、特例措置の全国展開を行った場合に発生する弊害と効果について評価を行っているところである。

最終的には、同委員会からの評価意見を受け、今後予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まることとなる。

(4) 社会福祉法人の資産要件について

① 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けられることができる通所施設の範囲について

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、既設の社会福祉法人が、施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けられることができる通所施設を列挙している。現在、障害児通所支援を行う施設は児童発達支援センターのみとしているところであるが、これを全ての障害児通所支援事業所まで拡大することとする。

② 居宅介護等事業の経営を目的として設立された社会福祉法人が行うことができる事業の範囲について

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、居宅介

護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合については、1,000 万以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとしている。さらに、この要件を満たすものとして設立された社会福祉法人が併せて行うことができる事業を列挙しているところ、現在障害児通所支援事業（児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスに限る。）が掲げられているところであるが、これを全ての障害児通所支援事業まで拡大することとする。

1.1 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方にはできるだけ一般就労していただけるよう、また、一般就労が困難な方には賃金や工賃の水準が向上するよう支援を行っていくことが必要である。

そのため、以下の点に留意しつつ、積極的な取組をお願いしたい。

① 一般就労への移行の促進について

ア 雇用施策との連携について

福祉から一般就労への移行を促進するためには、福祉施策と雇用施策の連携が非常に重要である。

障害者の就労支援については、平成19年に、職業安定局長から各都道府県労働局長宛に雇用・福祉・教育施策との連携に係る通達が発出されているが、昨年度末に改めて「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」という通知が発出されたところである。

当該通知に基づき、各労働局においては、①就労支援セミナーの実施等による企業理解の促進、②関係機関が連携したチーム支援の実施、③ネットワークの構築・強化等に取り組むこととなっているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び管内事業所にも周知を図っていただき、労働局やハローワークとの連携の促進に努めていただきたい。

特に、福祉から雇用への移行の促進や、就職した障害者の職場定着の促進を図るためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等が連携して支援を行うことが欠かせないので、より一層の連携体制の構築に取り組んでいただきたい。(関連資料①(52頁))

イ 就労移行支援事業所の就労支援機能の強化について

平成24年10月から、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととしたところであるが、平成25年9月においては、104事業所(3.9%)が減算の対象となっている(平成24年10月実績は、110事業所(4.3%))。減算の対象となった事業所を所管する自治体においては、当該事業所から状況を聴取するなど、適切に現状を把握していただきたい。(関連資料②(53頁))

また、平成25年度障害者総合福祉推進事業において、就労移行支援事業所の底上げを目的とした研修プログラム及び教材の作成を行っているところであり、報告書がまとまり次第、ホームページに掲載される予定であるので、一般就労への移行実績が低い就労移行支援事業所等の底上

げに向けた研修等に活用していただきたい。(関連資料③ (54 頁))

加えて、平成 26 年度地域生活支援事業(都道府県事業)においては、障害者就業・生活支援センターに就労移行支援事業所の就労支援機能の強化を図るための就労指導員を配置するための事業をメニューとして追加しているため、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。(関連資料④ (55 頁))

ウ 第 4 期障害福祉計画に係る基本指針について

平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画に係る基本指針については、1 月 24 日の社会保障審議会障害者部会で案をお示ししたところである。同案においては、第 3 期計画に引き続き、「就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進める」旨を記載することとしている。

また、一般就労への移行に係る成果目標として、「平成 29 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度の 2 倍とする」との目標値を設定するほか、就労移行支援事業の利用量に関する目標(就労移行支援事業の利用者数の増加)及び就労移行支援事業の支援の質に関する目標(事業所ごとの就労移行率の増加)を設定することとしている。

さらに、労働施策と福祉施策が連携した支援がどの程度行われているかを確認するための活動指標として、労働部局との連携に係る指標を引き続き設定することとしているため、各都道府県におかれては従来にも増して積極的に連携を促進し、取組を進めていただきたい。(関連資料⑤ (57 頁))

エ 障害者就業・生活支援センターモデル事業について

障害者就業・生活支援センターモデル事業については、平成 25 年度は、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所が利用者のアセスメントを行う際に活用できるマニュアルを作成することとしているが、平成 26 年度においては、①精神・発達障害に対応できるアセスメントツールの作成、②障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、B 型事業所、企業、教育機関が連携したアセスメント及び就労支援モデルの検証、③自立訓練(生活訓練)等を活用した支援モデルの実践研究、を行う予定である。

全国 4 か所で実施できるよう予算を確保しているため、各都道府県におかれては、モデル事業の実施について積極的にご検討いただき、実施の希望がある場合は前広にご相談いただきたい。(関連資料⑥ (60 頁))

② 就労継続支援 A 型事業について

平成 24 年 10 月から、就労継続支援 A 型事業について、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであるが、平成 25 年 9 月時点では、

107事業所（5.9%）が減算の対象となっているところである（平成24年10月実績は、141事業所（10.2%））。

各都道府県においては、障害者に就労の機会を提供するという就労継続支援A型事業の趣旨に沿った運営が行われるよう、不適切な事案の解消に向けた、より積極的な指導をお願いしたい。（関連資料⑦（62頁））

③ 就労継続支援B型事業における工賃向上の取組について

ア 平成24年度平均工賃の公表について

平成24年度の就労継続支援B型事業所の利用者の全国の平均工賃月額額は14,190円、対前年度比604円増（4.4%増）となっており、平成18年度以降、増加額、率ともに、最大の伸びとなっている。

また、平成18年度と比較すると1,968円増（16.1%増）であるが、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画の対象となっている事業所については、平成24年度の平均工賃が、15,602円（平成18年度12,515円）、平成18年度より3,087円増（24.7%増）となっており、より一層の工賃の向上が見られるところである。

各事業所や各地方自治体のご尽力により、B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、就労継続支援B型利用者が地域において自立した生活が送れるよう、継続的な工賃の向上のための支援が必要であると考えているので、各都道府県、市町村においては、各事業所が積極的な取組をされるよう、引き続きご支援をお願いしたい。（関連資料⑧（63頁））

イ 平成26年度工賃向上計画支援事業について

工賃向上計画支援事業については、平成25年度における行政事業レビュー（公開プロセス）及び自民党無駄撲滅PTにおいて、支援効果の高いメニューに特化して重点的に取り組むよう指摘を受けたところである。

このため、平成26年度においては、これまで事業を実施する中で、比較的支援効果の高かった「共同受注窓口」の立上げ支援に重点化して必要な予算を確保している。共同受注窓口の体制整備は着実に進んでいるところであるが、未だ未整備の県におかれては、平成26年度において優先的に採択する方針であるので、積極的に活用いただくようご検討いただきたい。

なお、10/10事業における研修事業、好事例発表会のメニューは廃止する方向で検討しているので、ご留意いただきたい。（関連資料⑨（66頁））

（2）障害者就労支援施設と各分野との連携について

① 農業分野との連携について

障害福祉分野と農業分野の連携は、農業における人手不足の解消とともに、障害者にとっても就労の機会の確保や障害者の情緒安定などのメリッ

トがある。これまでも厚生労働省と農林水産省において、事例発表会の開催、福祉・農業分野の関係団体等による「『農』と福祉の連携プロジェクト連絡議会」を設置するなど、障害福祉分野と農業分野との連携を深めているところである。

農林水産省では、農業分野での障害者就労の推進に向け、平成 25 年度に地方農政局等を中心に行政も交えた地域における障害福祉関係者と農業関係者のネットワークを設置したほか、平成 26 年度には、都道府県レベルで関係者を集めた情報交換会の開催や N P O ・社会福祉法人等に対する農業の専門家派遣や介護・福祉農園等の開設・運営、整備を支援することとしているところである（「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」等）。

なお、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」の平成 26 年度事業の公募は既に終了しているが、「『農』と福祉の連携プロジェクト」として、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用や事業所が定める工賃向上計画に農業への取組を明記している事業所については、採択にあたり優先配慮することとされたところである。

また、厚生労働省と農林水産省では、今年 2 月にパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（Vol.2）」を新たに作成したところであり、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等が記載されるなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考になることから、各都道府県におかれては管内市町村及び事業所に対し広く周知いただき、ご活用いただきたい。（関連資料⑩（67 頁））

※農林水産省ホームページ「農業分野における障害者就労」URL
<<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/top.html>>

【農林水産省の担当部署】

（ネットワーク関係：農林水産省 経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室）
（各交付金関係：農林水産省 農村振興局 都市農村交流課）

② その他の分野における連携について

農業分野以外の分野、例えば高齢者福祉分野や環境分野等においても、地域において先進的な取組を行っている事業所が多数見られるところである。

こういった連携事例については、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける地域連携のモデル事例収集と成功要因の分析について」において、各地域における事例の収集を行っているところであり、当該調査研究を実施している「全国就業支援ネットワーク」のホームページにおいて報告書が公表される予定となっている。公表され次第、各都道府県に情報提供する予定であるので、管内市町村や事業所に

も周知を図っていただきたい。

また、平成 26 年度地域生活支援事業（都道府県事業）においては、地域連携を促進するためのコーディネーターの配置に係る事業をメニューとして追加しているのので、各都道府県におかれては、地域の実情を勘案し積極的な活用をご検討いただきたい。（関連資料 4（55 頁））

障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について

(平成25年3月29日付 職業安定局長通達)

企業、障害者、関係機関等の企業就労への理解促進

【企業理解の促進】

- ・ 就労支援セミナー
- ・ 事業所見学会
- ・ 障害者就労アドバイザーからの助言

【職場実習の推進】

- ・ 職場実習受入候補事業所の情報提供
- ・ 職場実習実施事業所に対する支援
- ・ 職場実習のための合同面接会の実施

企業が障害者を継続して雇用するための支援の実施

- 雇入れから定着過程の段階において、安定所が中心となって関係機関と連携し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を実施（チーム支援）
- 職場定着後の段階においては、障害者就業・生活支援センターが中心となって、安定所や関係機関等による適切な役割分担の下、継続した職場定着の支援を実施

ネットワークの構築・強化

- 労働局や安定所は、協議会や就労支援部会等に積極的に参画するとともに、地方自治体と連携して、障害者就業・生活支援センターや地域の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所、事業主団体の参画を勧奨
- 労働局及び安定所は、都道府県と連携を図り、管轄地域内の就労移行支援事業所の設置状況や活動状況を把握するとともに、一般雇用への移行や定着支援に向けた連携体制を構築
- 安定所は、直ちに就職することは困難であるが、企業就労を希望している障害者に対して、就労移行支援事業所の利用を勧奨するなどを支援
- 安定所は、事業開始後間もない事業者等、障害者の就労に関する知識やノウハウが不足している就労継続支援A型事業所に対して、必要に応じ、地域センターが実施する「就業支援基礎研修」等の取組を情報提供するなどを支援

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬を適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	2,566	2,671
	(うち適用あり)	110 (4.3%)	104 (3.9%)
北海道	事業所数	157	158
	(うち適用あり)	10 (6.4%)	9 (5.8%)
青森県	事業所数	50	50
	(うち適用あり)	6 (12.0%)	7 (14.0%)
岩手県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	63	63
	(うち適用あり)	1 (1.6%)	1 (1.6%)
秋田県	事業所数	21	16
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.8%)
福島県	事業所数	17	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
茨城県	事業所数	111	122
	(うち適用あり)	7 (6.3%)	10 (8.2%)
栃木県	事業所数	56	54
	(うち適用あり)	3 (5.4%)	2 (3.7%)
群馬県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	1 (2.6%)	2 (5.1%)
埼玉県	事業所数	96	102
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (1.0%)
千葉県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	0 (0.0%)
東京都	事業所数	197	204
	(うち適用あり)	6 (3.0%)	8 (3.9%)
神奈川県	事業所数	84	91
	(うち適用あり)	2 (2.4%)	2 (2.2%)
新潟県	事業所数	71	76
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	1 (1.3%)
富山県	事業所数	22	23
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	1 (4.3%)
石川県	事業所数	30	30
	(うち適用あり)	1 (3.3%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	39
	(うち適用あり)	5 (12.8%)	6 (15.4%)
山梨県	事業所数	36	38
	(うち適用あり)	2 (5.6%)	2 (5.3%)
長野県	事業所数	66	67
	(うち適用あり)	3 (4.5%)	4 (6.0%)
岐阜県	事業所数	26	30
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.3%)
静岡県	事業所数	70	75
	(うち適用あり)	3 (4.3%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	108	110
	(うち適用あり)	1 (0.9%)	2 (1.8%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	15	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
滋賀県	事業所数	26	27
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	41	42
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (2.4%)
大阪府	事業所数	159	166
	(うち適用あり)	4 (2.5%)	2 (1.2%)
兵庫県	事業所数	71	80
	(うち適用あり)	3 (4.2%)	2 (2.5%)
奈良県	事業所数	23	21
	(うち適用あり)	2 (8.7%)	1 (4.8%)
和歌山県	事業所数	24	24
	(うち適用あり)	1 (4.2%)	1 (4.2%)
鳥取県	事業所数	16	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	21	19
	(うち適用あり)	2 (9.5%)	1 (5.3%)
岡山県	事業所数	30	26
	(うち適用あり)	2 (6.7%)	1 (3.8%)
広島県	事業所数	61	64
	(うち適用あり)	5 (8.2%)	2 (3.1%)
山口県	事業所数	32	32
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.1%)
徳島県	事業所数	20	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	14	14
	(うち適用あり)	1 (7.1%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	43	39
	(うち適用あり)	4 (9.3%)	3 (7.7%)
高知県	事業所数	16	14
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	133	143
	(うち適用あり)	6 (4.5%)	4 (2.8%)
佐賀県	事業所数	22	26
	(うち適用あり)	2 (9.1%)	1 (3.8%)
長崎県	事業所数	53	55
	(うち適用あり)	3 (5.7%)	5 (9.1%)
熊本県	事業所数	60	69
	(うち適用あり)	5 (8.3%)	7 (10.1%)
大分県	事業所数	35	37
	(うち適用あり)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	39	41
	(うち適用あり)	3 (7.7%)	3 (7.3%)
鹿児島県	事業所数	47	50
	(うち適用あり)	4 (8.5%)	6 (12.0%)
沖縄県	事業所数	74	78
	(うち適用あり)	1 (1.4%)	3 (3.8%)

就労継続支援A型事業に係る報酬の適正化の適用状況
(平成24年10月分／平成25年9月分の比較)

短時間の利用者の割合の高い就労継続支援A型事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成25年9月
全国	事業所数	1,385	1,829
	(うち適用あり)	141 (10.2%)	107 (5.9%)
北海道	事業所数	121	155
	(うち適用あり)	37 (30.6%)	36 (23.2%)
青森県	事業所数	34	37
	(うち適用あり)	6 (17.6%)	4 (10.8%)
岩手県	事業所数	28	33
	(うち適用あり)	2 (7.1%)	0 (0.0%)
宮城県	事業所数	24	29
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
秋田県	事業所数	7	10
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山形県	事業所数	13	18
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福島県	事業所数	15	18
	(うち適用あり)	1 (6.7%)	2 (11.1%)
茨城県	事業所数	11	16
	(うち適用あり)	1 (9.1%)	0 (0.0%)
栃木県	事業所数	14	20
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
群馬県	事業所数	5	6
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
埼玉県	事業所数	16	24
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
千葉県	事業所数	19	24
	(うち適用あり)	2 (10.5%)	2 (8.3%)
東京都	事業所数	39	58
	(うち適用あり)	8 (20.5%)	8 (13.8%)
神奈川県	事業所数	30	43
	(うち適用あり)	3 (10.0%)	5 (11.6%)
新潟県	事業所数	14	17
	(うち適用あり)	5 (35.7%)	4 (23.5%)
富山県	事業所数	16	22
	(うち適用あり)	2 (12.5%)	0 (0.0%)
石川県	事業所数	22	33
	(うち適用あり)	1 (4.5%)	0 (0.0%)
福井県	事業所数	39	46
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山梨県	事業所数	8	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長野県	事業所数	26	28
	(うち適用あり)	1 (3.8%)	1 (3.6%)
岐阜県	事業所数	41	60
	(うち適用あり)	1 (2.4%)	1 (1.7%)
静岡県	事業所数	49	61
	(うち適用あり)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
愛知県	事業所数	110	145
	(うち適用あり)	11 (10.0%)	5 (3.4%)

		平成24年10月	平成25年9月
三重県	事業所数	29	43
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
滋賀県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	事業所数	25	34
	(うち適用あり)	1 (4.0%)	1 (2.9%)
大阪府	事業所数	33	59
	(うち適用あり)	4 (12.1%)	4 (6.8%)
兵庫県	事業所数	40	58
	(うち適用あり)	2 (5.0%)	1 (1.7%)
奈良県	事業所数	13	13
	(うち適用あり)	1 (7.7%)	1 (7.7%)
和歌山県	事業所数	27	32
	(うち適用あり)	1 (3.7%)	0 (0.0%)
鳥取県	事業所数	24	26
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
島根県	事業所数	18	22
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
岡山県	事業所数	74	97
	(うち適用あり)	3 (4.1%)	4 (4.1%)
広島県	事業所数	30	40
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
山口県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	1 (12.5%)	1 (8.3%)
徳島県	事業所数	5	8
	(うち適用あり)	1 (20.0%)	0 (0.0%)
香川県	事業所数	5	9
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛媛県	事業所数	31	44
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
高知県	事業所数	19	21
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
福岡県	事業所数	71	103
	(うち適用あり)	8 (11.3%)	5 (4.9%)
佐賀県	事業所数	12	19
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長崎県	事業所数	33	36
	(うち適用あり)	3 (9.1%)	2 (5.6%)
熊本県	事業所数	87	105
	(うち適用あり)	22 (25.3%)	11 (10.5%)
大分県	事業所数	21	27
	(うち適用あり)	1 (4.8%)	0 (0.0%)
宮崎県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	5 (38.5%)	2 (10.5%)
鹿児島県	事業所数	17	26
	(うち適用あり)	4 (23.5%)	3 (11.5%)
沖縄県	事業所数	36	53
	(うち適用あり)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

※ 国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

平成24年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

9,492事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果

平成24年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	(参考) 平成23年度 平均工賃(賃金)
	月額	時間額		
就労継続支援B型事業所 (対前年比)	14,190円 (104.4%)	176円	7,938	13,586円
就労継続支援A型事業所 (対前年比)	68,691円 (96.1%)	724円	1,554	71,513円
就労継続支援事業平均	21,175円 (109.6%)	258円	9,492	19,315円

※「時間額」は平成24年度から調査開始

○ 平成18年度と平成24年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉	
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 ※平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設	(平成18年度) 12,222円	(平成24年度) 14,190円 <116.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成24年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) 12,515円	(平成24年度) 15,602円 <124.7%〉

平成18・24年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
北海道	15,305	18,958
青森県	9,310	11,294
岩手県	15,225	17,903
宮城県	13,061	17,173
秋田県	12,580	13,612
山形県	10,283	11,364
福島県	9,540	12,056
茨城県	9,241	11,165
栃木県	12,563	14,485
群馬県	11,116	15,973
埼玉県	11,778	12,907
千葉県	12,024	12,819
東京都	14,488	14,485
神奈川県	12,367	12,817
新潟県	10,441	13,317
富山県	11,933	13,040
石川県	15,179	14,927
福井県	15,493	19,548
山梨県	10,736	15,413
長野県	10,548	13,686
岐阜県	10,068	11,708
静岡県	13,661	13,953
愛知県	14,447	15,200
三重県	10,407	12,412

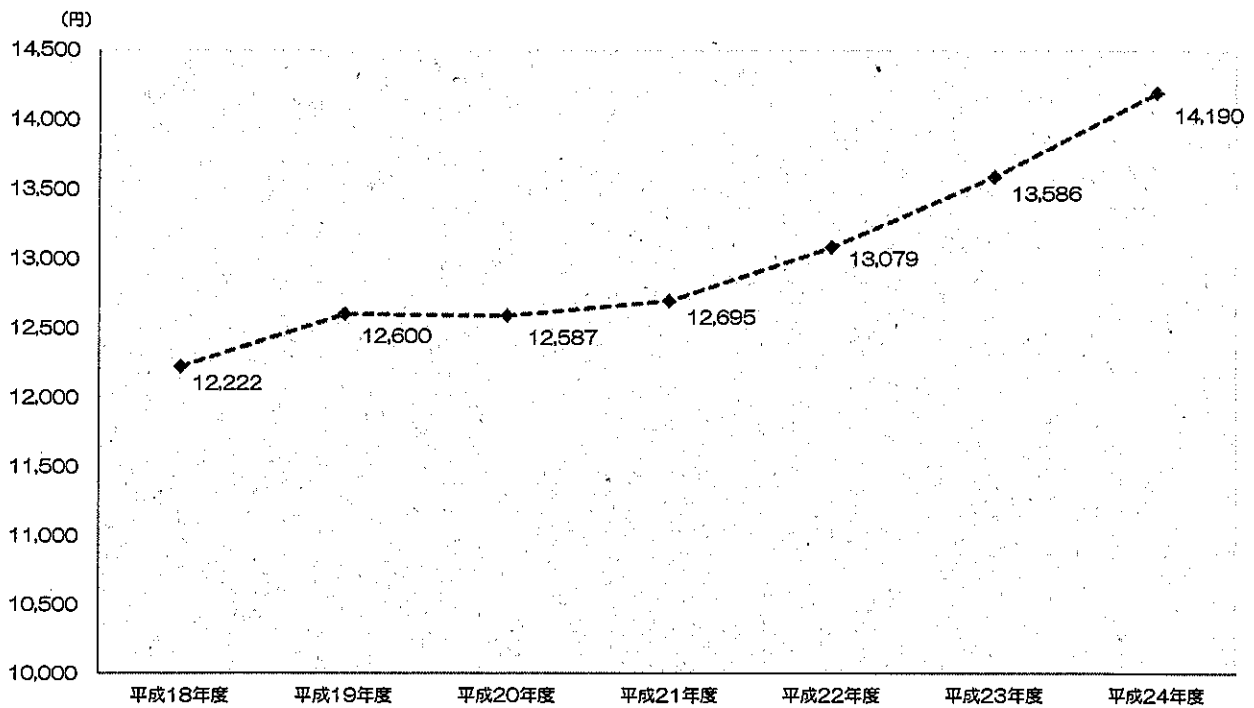
都道府県	平成18年度 平均工賃	平成24年度 平均工賃
滋賀県	15,566	17,120
京都府	12,999	15,498
大阪府	7,990	10,072
兵庫県	10,190	12,754
奈良県	9,861	13,305
和歌山県	12,046	15,377
鳥取県	13,366	16,686
島根県	12,549	17,155
岡山県	10,750	11,829
広島県	12,419	15,668
山口県	12,632	15,577
徳島県	14,636	18,827
香川県	11,172	13,306
愛媛県	11,710	14,211
高知県	16,013	17,730
福岡県	11,664	13,078
佐賀県	15,396	16,081
長崎県	11,181	13,846
熊本県	12,836	13,563
大分県	13,489	15,765
宮崎県	11,018	14,574
鹿児島県	12,809	13,843
沖縄県	13,552	13,738

(※)平成18年度対象施設（就労継続支援B型事業所＋授産施設＋小規模通所授産施設）

平成24年度対象施設（就労継続支援B型事業所）

平均工賃の推移

(※)就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設



工賃向上計画支援事業の概要 (26年度予算案)

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

平成26年度においては、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

平成26年度 予算案	約3.1億円
基本事業 (1/2)	①経営力育成 (工賃向上計画の作成、管理者の意識向上等) ②経営コンサルタント派遣 ③専門家派遣による技術向上 ④事業所職員の人材育成のための研修 等
特別事業 (10/10)	①共同受注窓口の立ち上げ支援 (補助対象期間：上限2年間)

(関連資料⑨)

1.3 訪問系サービスについて

(1) 重度訪問介護の対象拡大について

① 重度訪問介護従業者の研修について

重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成26年度より重度訪問介護従業者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として「行動障害支援課程（仮称）」を新たに設けることとしている。重度訪問介護に従事する者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程（仮称）」のいずれかを受講していればその要件を満たすこととなる。したがって、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することが可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましいことから、その旨を報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について（平成19年1月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」に基づき、各都道府県において行っているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程（仮称）」についても、従前のおり同通知に基づき研修を実施する者の指定等を行っていただくこととなるので、ご了解願いたい。

また、本課程の内容は、平成25年度より実施している強度行動障害支援者養成研修と同様のものとするとしているので、都道府県におかれては、強度行動障害支援者養成研修の実施機関を含め、行動援護従業者養成研修の実施機関、その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従業者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。（関連資料①（85頁））

なお、既に重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が新たに「行動障害支援課程（仮称）」も実施する場合は、改めて指定する必要はないが、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行う必要があるため、その旨を周知いただきたい。

② 行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定について

行動障害を有する者に対する重度訪問介護の支給決定に際しては、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントを踏まえて障害特性や環境調整の必要性などが盛り込まれたサービス等利用計画が作成されていることが必要であり、そのために相談支援事業者を中心とした連携の下で、サービス担当者会議等において支援方法等を共有していただく必要があるため、その旨管内市町村及び相談支援事業者にも周知

知いただきたい。(関連資料② (86 頁))

また、行動障害を有する者に対する重度訪問介護の報酬算定に当たっては、上記の取扱いを経た上で重度訪問介護を行った場合に所定単位数を算定できる扱いとするので、ご留意願いたい。

アセスメントの基本的な考え方については、関連資料③ (87 頁) に示すとおりであるが、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業 (実施団体：独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園) において作成された研修テキスト (近日中にのぞみの園のホームページに掲載予定) の中で標準的なアセスメント例が示されているところであるのでご活用願いたい。(関連資料④ (88 頁))

なお、アセスメントの基本的な考え方をお示しした通知を別途発出する予定であるので、ご了知願いたい。

③ 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとすることとしているので、このような支給決定が円滑に行われるよう、ご配慮願いたい。

(2) 同行援護の従業者要件に係る経過措置について

居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす取扱いとしているところであるが、当該措置は平成 26 年 9 月 30 日までの期限となっている。

このため、各都道府県におかれては、この旨を管内の事業者にも周知するとともに、計画的に同行援護従業者養成研修を実施することにより、同行援護従業者の確保を図られたい。

なお、同行援護従業者の研修受講状況に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力願いたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡) において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ

支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、全ての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

障害者の中には、ALS(筋萎縮性側索硬化症)や全身性障害などで介護保険制度が想定するサービス量を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乘せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

なお、このような重度の事例においても、状態の変化によりサービスの必要量が増減する場合があるが、介護保険利用前に必要とされていたサービスが、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて

ご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護におけるサービス 1 回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1 日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス 1 回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス 1 回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護 3 時間まで、家事援助 1.5 時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス 1 回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

また、平成 24 年 4 月より、利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、

居宅介護の家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行うこととしたところであるが、支給決定に当たっては、これまでどおり一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに変わりはないものである。

(4) 国庫負担基準の適切な適用について

国庫負担基準については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、各サービスの障害程度区分ごとに利用人数に応じて算定することとしているところであるが、重度障害者等包括支援の対象となる者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	63,400単位
介護保険対象者	32,060単位

国庫負担基準の算定に当たっては、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市町村に周知いただきたい。

なお、平成26年度からは、障害支援区分における行動関連項目等の点数がシステム上で表示される仕様となるので、ご活用願いたい。

(5) その他

① 難病患者等の居宅介護等の利用について

平成25年度より、難病患者等については、障害者総合支援法の対象とされたところである。従来の難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していた市町村においては障害福祉サービスでの居宅介護の利用が見込まれるところであるが、難病患者等ホームヘルプサービス事業を実施していなかった市町村においても、居宅介護のニーズを把握するとともに、各都道府県におかれては、衛生部局とも連携の上、管内市町村及び医療機関等の関係機関に対しても周知を図るなどの配慮をお願いする。

② 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とすることとしている。これに伴い、生活介護の人員配置体制加算等の対象者となる基準についても変更となるのでご留意願いたい。(関連資料⑤(89頁))

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を3年を基本とする取扱いは従前のおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして取り扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

③ 行動援護従業者養成研修の見直しについて

行動援護従業者養成研修については、強度行動障害支援者養成研修の内容も活用しつつ見直しを検討することとしているが、具体的な見直しは平成27年度以降になることから、平成26年度においては従来のカリキュラムにより行動援護従業者養成研修を実施されたい。

「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程(仮称)」
及び「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラム

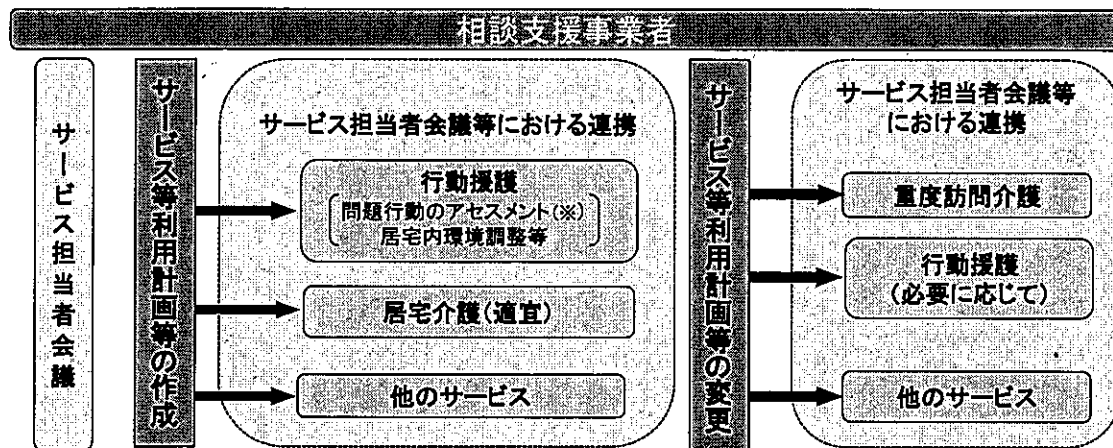
科目名	時間数	内容	
【講義】	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	<ul style="list-style-type: none"> 本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	<ul style="list-style-type: none"> 構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	<ul style="list-style-type: none"> 支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	<ul style="list-style-type: none"> 児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
【演習】	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	<ul style="list-style-type: none"> 感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
合計	12		

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

支援の流れ(イメージ)



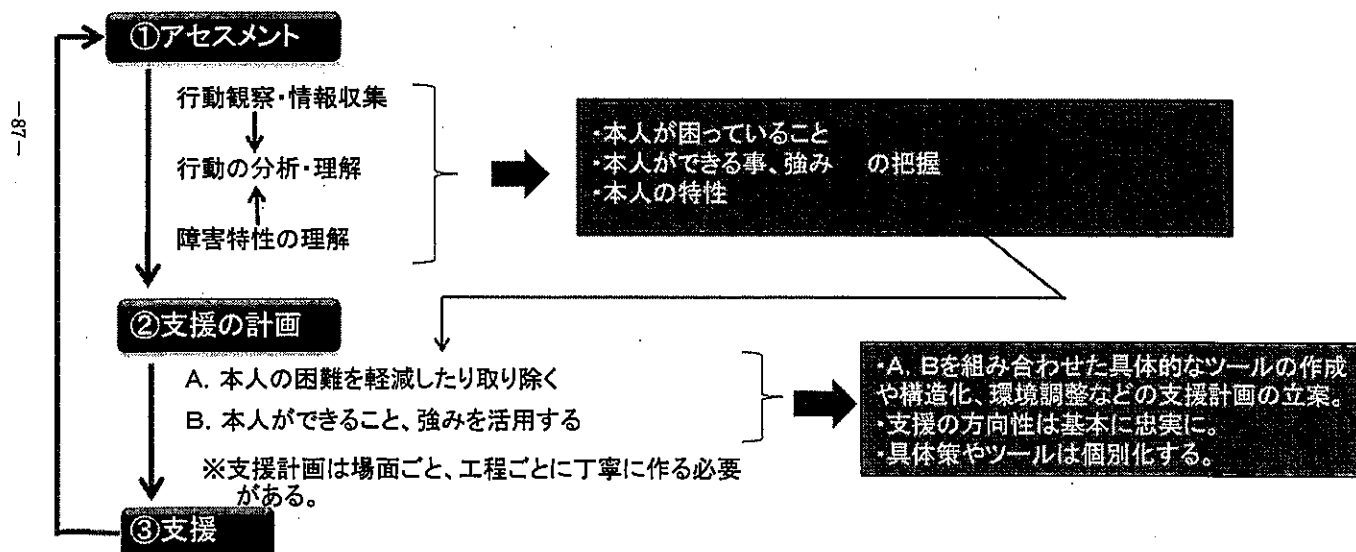
※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

(関連資料②)

「障害者の地域生活の推進に関する検討会(第7回)」資料より作成

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス

- ・ 問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等については、以下のプロセスにより行う。
- ・ この支援計画に基づき、すべての事業者が支援方針や支援方法を共有する。



(関連資料③)

支援計画シート 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)	アセスメント (評価)	支援課題 (支援の必要なこと)	プランニング (支援計画) 対応・方針 (やるうと思うこと)
<p>インテーク (情報の収集・整理)</p> <p>(見たこと、聴いたこと、資料などから)</p> <ul style="list-style-type: none"> 26歳男性 自閉症 重度知的障害 身長172センチ 体重105キロ 高等部卒業後8年間で45キロ体重増加 高血圧(100-160) 14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している 子どももの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし DVDカセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰め作業など、単純な工程の作業が可能 書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい 個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能 休憩時間は他の利用者や職員の動きが見えづらい環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い 静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめ 写真を使った指示で活動がいくつかが理解できている ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある 入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多いと見られる 2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない) 	<p>アセスメント (評価)</p> <p>理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)</p> <p>生物学的なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学生から強度行動障害の状態が続いている 重度の知的障害のある自閉症 生活習慣病の対策が必要 健康・衛生に配慮した詳細な援助は行っていない とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり 女性や子どももの甲高い声は嫌い 混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く 続き、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり <p>心理的なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (不安、葛藤、希望、感情など) 一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとすると時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる) 周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある 刺激が少ない場所、一人でいることを好むが、30分以上一緒にいることがあ 笑顔や人とのかわり合いを求め行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない 歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない <p>社会的なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (家庭、施設・学校、地域資源など) 両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間の生活を続けることの困難さを感じている 家庭以外での外出経験は15年以上経験していない 2年を目標に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定) 	<p>支援課題 (支援の必要なこと)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ダイエットと生活習慣病予防 ② 支拂付きの外出手段の確保 ③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす ④ 定期的なショートステイの利用 	<p>プランニング (支援計画) 対応・方針 (やるうと思うこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋食に満腹感を与える低カロリーメニュー ○ 日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす) ○ 休憩時間に個別に深呼吸の練習 ○ 相談支援事業と行動支援利用の調整(早急のサービス開始に向けて) ○ 行動支援事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定) ○ 1日に作業1種類、自立課題6種類を準備 ○ 1日単位の個別のスケジュールを当面固定 ○ スケジュールの伝達方法を調整 <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ・スケジュール変更時に家庭に連絡 ○ 月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) <ul style="list-style-type: none"> ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早朝のスケジュール確認 ・最初の実施日

障害支援区分への見直しに伴う行動援護に関する基準の見直しの概要

1. 現行の基準

- 行動関連項目：認定調査項目のうち行動に関する11項目＋てんかん(12項目)
- 基準点：各項目ごとに0～2点の重みづけを行い、合計点8点以上

2. 見直しの内容

(1) 障害支援区分への見直しの影響

- ① 認定調査における行動障害の評価の変更
 「現在の環境で行動上の障害が現れたかどうかに基づき判断」
 → 「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断」
- ② 調査票の選択肢の変更
 「大声・奇声を出す」、「突発的な行動」の2項目において、「日に頻回」が削除され、「ほぼ毎日」が最上位となる。

(2) 影響度合い

障害支援区分のモデル事業と同様の調査手法で収集したデータ(平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム」及びテキストの開発について)(独立行政法人国立のぞみの園)における調査データ)222件を分析したところ次の通り。

【現行の8点以上の者(124件)の評価の平均】

(現行)12.6点 → (見直し後)14.5点 [+1.9点]

※うち、現行8点～10点の者については平均 [+2.9点]

(3) 見直し内容

項目については、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上とする。

① コミュニケーション

② 説明の理解

③ 異食行動

④ 多動・行動の停止

⑤ 不安定な行動

⑥ 自らを傷つける行為

⑦ 他人を傷つける行為

⑧ 不適切な行為

⑨ 大声・奇声を出す

⑩ 突発的な行動

⑪ 過食・反すう等

⑫ てんかん

基準点：8点以上→10点以上

(4) その他

- ① 現行の障害程度区分の認定に基づき行動援護の基準を満たすものとされた者については、別途経過措置を講ずるものとする。
- ② 行動援護以外で同様に行動関連項目の基準を引用している場合についても同様の取扱いとする。
- ③ 平成26年度に障害支援区分施行後の行動関連項目の基準点に関する影響度合いを確認する。

厚生労働省告示第543号別表第二の改正案

行動関連項目	0点		1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない		2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる		2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上		2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

14 障害児支援について

(1) 平成26年度予算案における障害児支援関連事項（多子軽減措置等）について

平成26年度予算案における障害児施設措置費・給付費については、障害児支援の利用が大幅に伸びていることや、消費税増税に伴う影響を踏まえ、全体として897億円（対前年度予算額226億円増、伸び率33.7%）を計上したところである。

また、平成26年4月から、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育所等に通い又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合、利用者負担を軽減する措置（多子軽減措置）を導入する予定としている。具体的な手続等は「就学前の障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置について」（平成26年1月10日付事務連絡）でお示ししているもので、準備に遺漏の無いようお願いしたい。（関連資料①（95頁））

このほか、平成25年度に国家公務員給与の削減措置に準じて減額していた障害児施設措置費における公立施設の事務費保護単価について、平成26年度には減額の終了に伴い交付要綱の改正を行う予定としている。

(2) 重症心身障害児者の地域生活支援について

平成24年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る重症心身障害児者の地域生活モデル事業を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図っているところである。

平成25年度は5団体により事業を実施しており、各団体から今年度中に提出される報告を踏まえ、有識者等の検討委員会による報告書を取りまとめ、公表する予定としている。（関連資料②（96頁））

報告書については、各地における在宅重症心身障害児者の地域生活支援に幅広く活用されるよう、具体的なノウハウをわかりやすく、ポイントを提示しながらまとめる方向で検討している。各地方公共団体においては、平成24年度の報告書と併せてその内容を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、平成26年度は、「発達障害者支援開発事業」と統合し、「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施することとしているが、引き続き5団体を公募により選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。

(3) 障害児支援の在り方に関する検討会等について

障害児支援については、平成24年4月に施行された改正児童福祉法等により、障害種別ごとに分かれていた障害児支援の体系を再編・一元化するとともに、障害児通所支援の実施主体を市町村へと移行することで、障害児が身近な地域で支援を受けられる仕組みとしたところであるが、施行からほぼ2年が経過し、種々の課題も指摘されているところである。

このため、平成26年1月31日より、関係団体や有識者等からなる「障害児支援の在り方に関する検討会」を開催しており、「児童発達支援センターの地域支援機能」の在り方、「その他の障害児通所支援」「障害児入所支援」など、今後の障害児支援の在り方について検討を進めることとしている。

今後、今年の夏頃を目途に議論のとりまとめを行っていただく予定である。
(関連資料③ (99頁))

また、これまでの障害福祉計画に係る基本指針における障害児支援に関する計画については、第3期計画(平成24年度～平成26年度)の指針において、策定することが望ましいとしていたが、具体的な内容に関しては定めていなかったところである。今般、子ども・子育て支援法が制定され、今後、これに基づいて都道府県・市町村の計画が作成されることとなり、その中で障害児支援についても言及されること等を踏まえ、第4期計画(平成27年度～平成29年度)に係る基本指針では、障害児支援についても具体的に言及し、可能な限り障害福祉サービスに係るものと同様に、必要量の見込や体制整備の検討等を行っていただくこととしている。各自治体においては、障害児から障害者への切れ目の無い支援体制の構築を図るために、障害児支援の体制の整備に係る計画の積極的な作成をお願いする。(関連資料④ (101頁))

(4) 障害児入所施設の移行状況等について

障害児入所施設の移行予定状況等については、平成24年12月1日時点における状況を調査し、昨年2月の障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししたところであるが、改めて平成25年12月1日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性を決定しているが、福祉型で45か所、医療型で22か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは一部にとどまっている。

また、併せて障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況について調査を実施したところ、以下のとおりとなった。(関連資料⑤ (104頁))

① 障害児入所施設の移行予定状況等について (H25.12.1現在)

・福祉型障害児入所施設(括弧書きは移行が完了したもの)

総数	283か所(62か所)
(ア)障害児入所施設として継続	176か所(43か所)
(イ)障害児支援施設に転換	9か所(1か所)

(ウ)障害児及び障害者施設を併設	53 箇所 (18 箇所)
(エ)未定のもの	45 箇所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）	
総 数	255 箇所 (87 箇所)
(ア)障害児入所施設として継続	52 箇所 (21 箇所)
(イ)障害児支援施設に転換	0 箇所 (0 箇所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	181 箇所 (66 箇所)
(エ)未定のもの	22 箇所

②障害児入所施設等の利用状況（H25.12.1時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む）	27,133 人
・うち、児童	9,373 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用	1,381 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	16,281 人
・うち、その他	98 人
（内訳）	
○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	8,666 人
・うち、児童	5,763 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	915 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,969 人
・うち、その他	19 人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	11,894 人
・うち、児童	2,538 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	345 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	8,963 人
・うち、その他	48 人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	6,573 人
・うち、児童	1,072 人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	121 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	5,349 人

・うち、その他

31人

※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設

③ 障害児通所支援事業所の利用状況（H25.12.1時点）

	か所数	利用者数
総数	7,719 か所	83,379 人
・福祉型児童発達支援センター	411 か所	14,133 人
・児童発達支援事業所	2,589 か所	20,499 人
・医療型児童発達支援センター	103 か所	1,944 人
・放課後等デイサービス	4,149 か所	45,874 人
・保育所等訪問支援	467 か所	929 人

児童発達支援センター等における利用者負担の多子軽減措置について

- 平成26年度予算案において、兄・姉が保育所、幼稚園等に通っている児童発達支援センター等の利用者の負担軽減措置（多子軽減措置）に係る費用を計上。

* 現行制度の概要

（保育所）兄・姉が就学前（保育所、幼稚園等に通っている）の場合には、徴収金が第2子目は半額、第3子目はゼロ。

（幼稚園）利用世帯については費用徴収額の設定ではなく利用費助成の形で構成。

兄・姉が就学前の場合には、第2子目は所得層によっては半額、第3子目は全階層でゼロ。

（* 幼稚園の場合には、兄・姉が小学校3年までの場合も所得層によっては軽減あり。）

- 想定している仕組みの概要は、次のとおり。

- (1) 児童発達支援センター等を利用してしている障害児の利用者負担についても、保育所と同様に第2子目半額、第3子目以降ゼロとする。
- (2) 実施時期は平成26年4月。当面は償還払いによる対応を想定しているが、システム改修を経た上で、システムを介して事業所に支払う形とする予定。

⇒ 各都道府県・市町村においては、軽減対象となる児童数の把握等の準備に遺漏のないようお願いしたい。

15 発達障害支援施策について

発達障害児（者）支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

各自治体においては、同法に基づき、発達障害児（者）支援についてご尽力いただいていたところであるが、引き続き、発達障害児（者）支援体制の整備状況の把握・検証について取り組んでいただくようお願いする。

また、自閉症者等の中にみられる行動障害を有する者に対する支援については、今年度より、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的とした「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」を都道府県地域生活支援事業に盛り込んでいるところであるが、来年度からは重度訪問介護の対象が拡大され、強度行動障害を有する者がその対象となる。発達障害児（者）支援体制の整備に際しては、これら関連施策間とも連携を図り、地域におけるサービスの質的な向上に取り組んでいただくようお願いする。

(1) 平成26年度予算案における発達障害児（者）支援について

①平成26年度予算案の概要

ア. 「発達障害者支援開発事業」（以下「開発事業」という。）について

開発事業は関連のある事業の効率化・重点化を図る観点から「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」と統合し、新たに「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業」として実施する。

従来、開発事業は、都道府県・指定都市において「発達障害者支援試行事業」を、市町村において「発達障害者等支援都市システム事業」を実施してきたところであるが、来年度からは「発達障害児者支援開発事業」として一本化し、一定のテーマ設定（例えば、中長期的な課題設定として「発達障害児（者）のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発」（予定））をした上で、都道府県・市町村のいずれも応募可能なモデル事業とすることとしている。（関連資料①（110頁））

イ. 「発達障害者支援者実地研修事業」（以下「実地研修事業」という。）について

これまで実地研修事業は、強度行動障害研修、成人期支援研修及び早期支援研修を実施してきたところであるが、来年度からは、これまでの事業実績等を踏まえ、研修により得られる知見の効果的な浸透を図る観点から、成人期支援研修及び早期支援研修について、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて主に発達障害者支援センター（以下「センター」という。）職員を対象として行うこととしている。また、強度行動障害研修については廃止となるが、強度行動障害を有する者に対応する職員の人材育成については、各都道府県地域生活支援事業で位置づけられた「強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修）」（平25年度から）及び「強

度行動障害支援者養成研修事業（実践研修）」（平成 26 年度予算案）を活用願いたい。（関連資料②（111 頁））

ウ．「発達障害者支援体制整備」（以下「体制整備」という。）について

体制整備は、既存のメニューであるペアレント・メンターの養成や発達障害特有のアセスメントツールの導入促進などを含め引き続き「地域生活支援事業」において実施する。

平成 26 年度は、これまでに実施されたモデル事業において成果のあった家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング及び当事者の対応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）について、既に一定程度知見が蓄積されてきていることから、新たに体制整備のメニューに追加し、全国的な普及を図ることとしている。

また、従来からセンター等に地域支援体制サポートコーチを配置し市町村支援を行ってきたところであるが、平成 26 年度予算案においては、センター等に「発達障害者地域支援マネジャー」（以下「マネジャー」という。）を配置し、市町村支援に加え、事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の地域支援機能の強化を図る場合に地域生活支援事業の対象とすることとしている。体制整備の実施主体である都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、センターとの十分な連携を図り、都道府県等内における発達障害支援の状況、例えば、発達障害児（者）の数、市町村の個別支援ファイルの作成状況や支援を行う事業所の数、診断・治療を行う医療機関の数などについて、発達障害者支援体制整備検討委員会を必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に定める協議会等と合同で開催するなどにより総合的に検証した上で、積極的にマネジャーを配置していただきたい。

さらに、マネジャーについては、高度に専門的な知識が必要であるとともに、地域における関係機関・施設間の調整等を行う役割が重要となることから、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、新たに発達障害者地域支援マネジャー研修を実施することとしているので、積極的な受講をお願いする。

なお、平成 26 年度から、重度訪問介護の対象として強度行動障害を有する者が加わることから、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携やセンターによるこれらの事業者に対するコンサルティング等も重要となる。都道府県等におかれては、上記の強度行動障害における指導者の養成研修にセンター職員を積極的に派遣するなど、これらを念頭に置いた体制整備を検討願いたい。（関連資料③（113 頁））

(2) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年 4 月 2 日は、平成 19 年 12 月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成 26 年の取組については、以下のとおり予定しているので、各自治体におかれ
ては関連イベント等の開催に当たりご留意願いたい。

- ・世界自閉症啓発デー2014・シンポジウム（平成 26 年 3 月 29 日（土））
- ・東京タワーブルーライトアップ（平成 26 年 4 月 2 日（水））

また、民間団体においても、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワ
ー等でライトアップの啓発に取り組んでおり、厚生労働省においても、こうした取
組に対し後援を行うとともに、東京タワーブルーライトアップにおいて NPO 法人が
行うイベントに協力するなど、発達障害の普及啓発に更に取り組んでいくこととし
ている。

については、このようなシンボルタワー等ライトアップのほか、関係機関や関係団
体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の
理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の
実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓
発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載され、広く周知されているので参考
とされたい。（関連資料④（115 頁））

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供